

不登校・いじめ対策等の効果的な活用の 推進に向けた調査研究

参考：教育委員会新規アンケート調査結果に
関する単純集計

2025 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

1	調査概要	1
2	調査結果	2
2-1	貴教育委員会について、当てはまるものをご回答ください。	2
2-2	令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づきスクールカウンセラーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。	3
2-3	令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づきスクールソーシャルワーカーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。	4
2-4	令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づき国の学習指導員（不登校支援に当たる学校生活適応支援に限る。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。	5
2-5	令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づき国の児童生徒支援加配（いじめ、不登校など主として生徒指導上の諸課題への対応のために措置される加配定数。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。	6
2-6	令和4年度に貴教育委員会では、SV（スーパーバイザー。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものをお答えください。	7
2-7	令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、（1）スタッフの名称、（2）主な勤務内容、（3）配置している学校の概ねの割合をご回答ください。	8
2-8	令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）としていじめ対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。	9
2-9	令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）として不登校対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。	10
2-10	令和4年度に貴教育委員会が設置していた教育支援センターの、1日当たりの平均的な利用人数をお答えください。複数設置していた場合は、各施設の平均でお答えください。	11
2-11	令和4年度に、教育支援センターに配置していた指導員の属性について、当てはまるものを全てお答えください。	12
2-12	令和4年度において、教育支援センターの行っていた取組について、当てはまるものを全てお答えください。	13
2-13	令和4年度における、貴教育委員会での幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組について、取り組んでいたものを全てご回答ください。	14
2-14	令和4年度における、貴教育委員会での中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携について、取り組んでいるものを全てご回答ください。	15
2-15	令和4年度における、貴教育委員会と関係機関との連携について、取り組んでいたものを全てご回答ください。	16
2-16	令和4年度における、貴教育委員会での日本語指導が必要な児童生徒への支援について、取り組んでいたものを全てご回答ください。	17
2-17	令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、（1）スタッフの名称 2-7.....	18

2-18	令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、(2)主な勤務内容 2-7.....	25
2-19	令和4年度に、教育支援センターに配置していた指導員の属性について、当てはまるものを全てお答えください。／ 2-11 その他	44
2-20	令和4年度において、教育支援センターの行っていた取組について、当てはまるものを全てお答えください。／ 2-12 その他.....	46
2-21	令和4年度における、貴教育委員会での幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組について、取り組んでいたものを全てご回答ください。／ 2-13 その他.....	48
2-22	令和4年度における、貴教育委員会での中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携について、取り組んでいるものを全てご回答ください。／ 2-14 その他	50
2-23	令和4年度における、貴教育委員会と関係機関との連携について、取り組んでいたものを全てご回答ください。／ 2-15 その他.....	52

1 調査概要

(1) 調査対象

すべての都道府県・指定都市・市区町村教育委員会（合計 1,801 教育委員会）を調査対象とした。

(2) 調査方法

WEB アンケート調査を実施した。各教育委員会に（市区町村は都道府県教育委員会経由で）メールにてアンケート調査への協力依頼を行った。依頼状に記載された WEB 回答フォームの URL より各教育委員会から回答を得た。

(3) 調査期間

令和 6（2024）年 6 月 10 日（月）～令和 6（2024）年 7 月 1 日（月）

（※7 月 9 日（火）まで回答延長）

(4) 回収状況

有効回答数は 1,741 件であり、回収率は 96.7%であった。

(5) 分析対象

回答が得られた 1,741 教育委員会のうち¹、分析に使用する既存の統計データと紐づけ、児童生徒数が下位 2.5%に当てはまる教育委員会を除いた 1,613 教育委員会を分析対象とした。

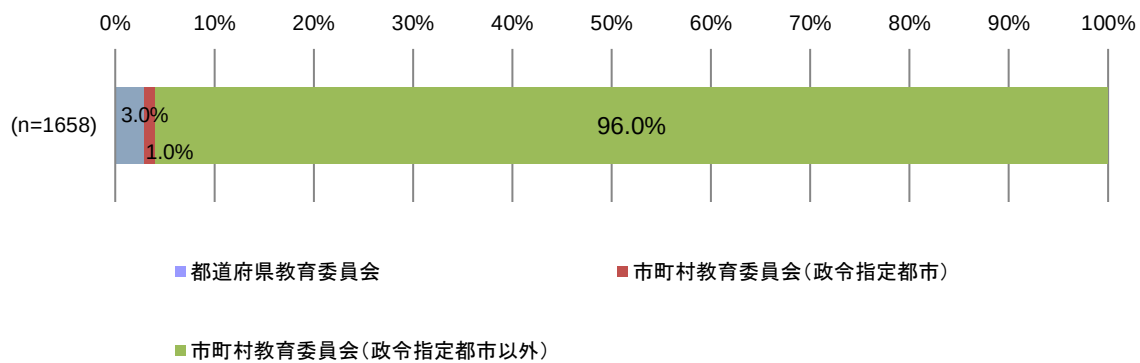
¹ 都道府県教育委員会(45 件)については、既存の統計データと紐づけられない(教育委員会単位での不登校児童生徒数等のデータは当該教育委員会の所管する小学校・中学校のデータを合算している。この関係で、都道府県立の小学校・中学校は少ないため、市区町村教育委員会を分析対象としている。)ため、単純集計を別途推計した。

2 調査結果¹²³⁴

2-1 貴教育委員会について、当てはまるものをご回答ください。

「市町村教育委員会(政令指定都市以外)」の割合が最も高く 96.0%である。次いで、「都道府県教育委員会(3.0%)」、「市町村教育委員会(政令指定都市)(1.0%)」、である。

図表 2-1 貴教育委員会について、当てはまるものをご回答ください。



	合計	都道府県 教育委員 会	市町村教 育委員会 (政令指定 都市)	市町村教 育委員会 (政令指定 都市以外)
合計	1658	45	20	1593
	100.0%	3.0%	1.0%	96.0%

¹ アンケートの設問文をそのまま記載している。

² 設問によって、一部の教育委員会のみ回答している。

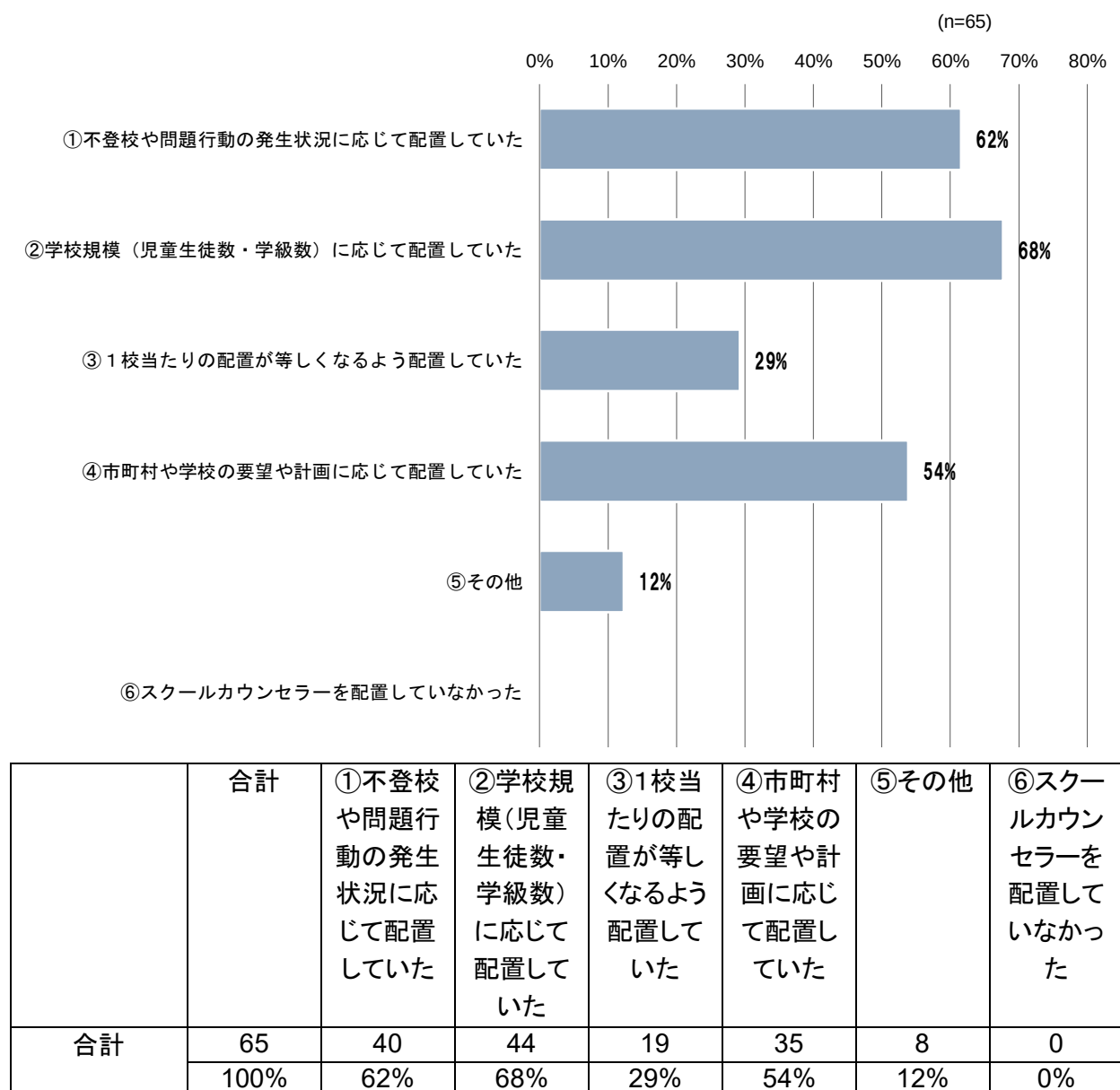
³ (n=)は回答数を表している。

⁴ 「その他」など、自由回答について、基本的に教育委員会の回答をそのまま記載しているが、自治体名や自治体が特定されるような固有名詞や記述は削除、または、内容や意味を損なわない程度で一般化・抽象化した。明らかな誤字・脱字は修正した。

2-2 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方にに基づきスクールカウンセラーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。¹

「②学校規模（児童生徒数・学級数）に応じて配置していた」の割合が最も高く68%である。次いで、「①不登校や問題行動の発生状況に応じて配置していた（62%）」、「④市町村や学校の要望や計画に応じて配置していた（54%）」、「③1校当たりの配置が等しくなるよう配置していた（29%）」である。

図表 2-2 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方にに基づきスクールカウンセラーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。

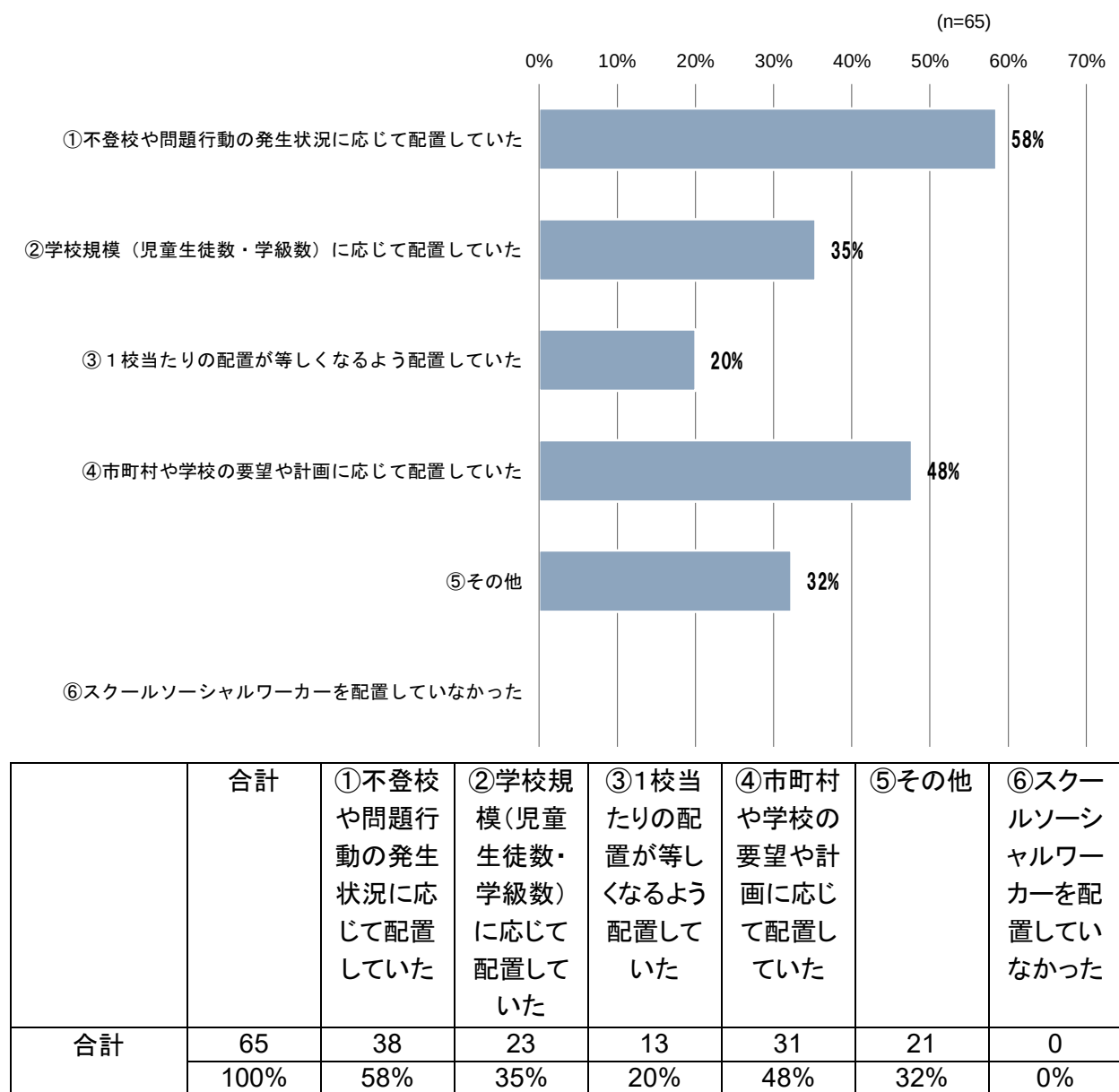


¹ 都道府県教育委員会、市町村教育委員会（政令指定都市）のみ回答。

2-3 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づきスクールソーシャルワーカーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。¹

「①不登校や問題行動の発生状況に応じて配置していた」の割合が最も高く58%である。次いで、「④市町村や学校の要望や計画に応じて配置していた(48%)」、「②学校規模(児童生徒数・学級数)に応じて配置していた(35%)」である。

図表 2-3 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づきスクールソーシャルワーカーを配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。

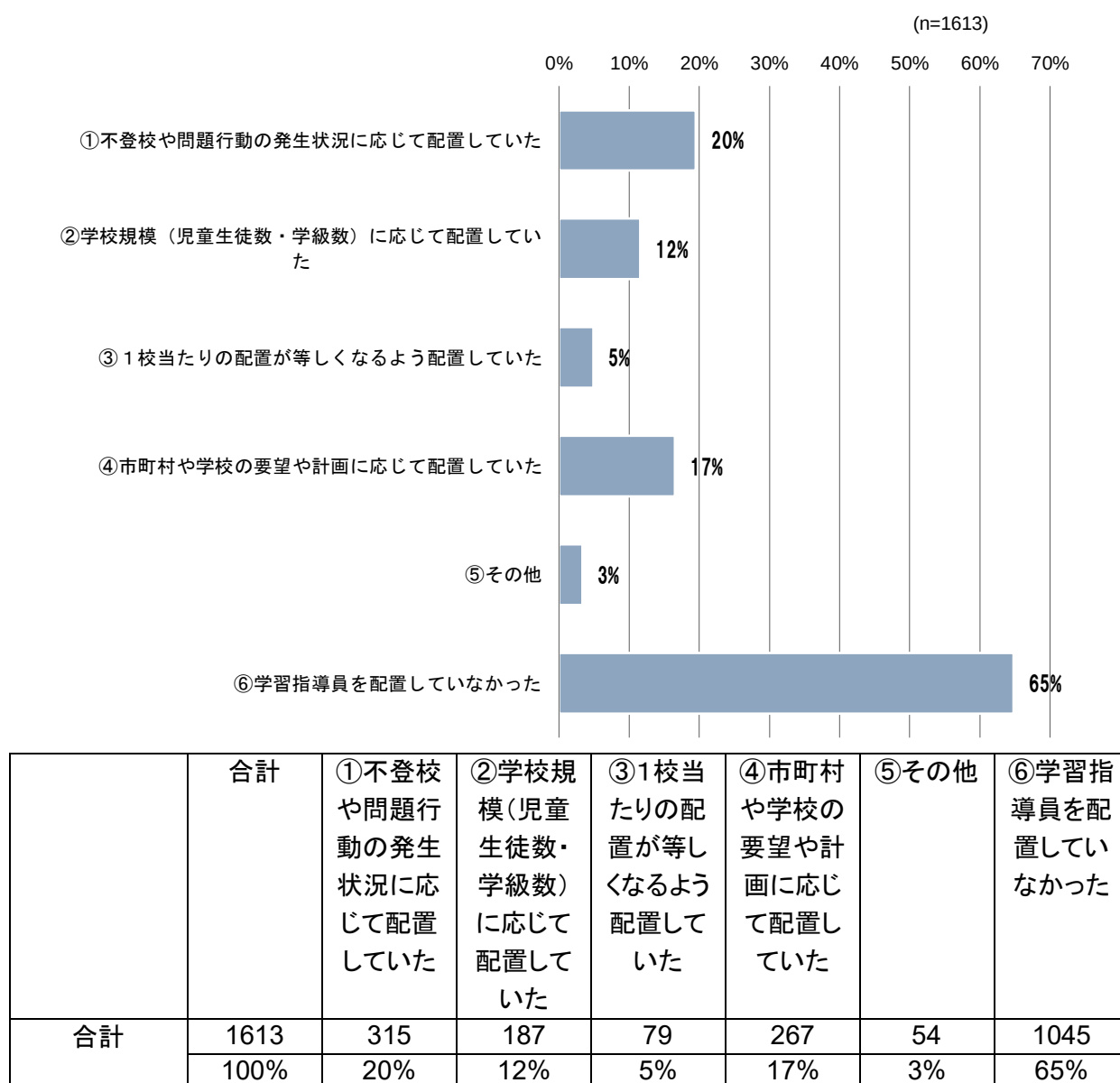


¹ 都道府県教育委員会、市町村教育委員会(政令指定都市)のみ回答。

2-4 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づき国の学習指導員（不登校支援に当たる学校生活適応支援に限る。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。

「⑥学習指導員を配置していなかった」の割合が最も高く65%である。次いで、「①不登校や問題行動の発生状況に応じて配置していた(20%)」、「④市町村や学校の要望や計画に応じて配置していた(17%)」である。

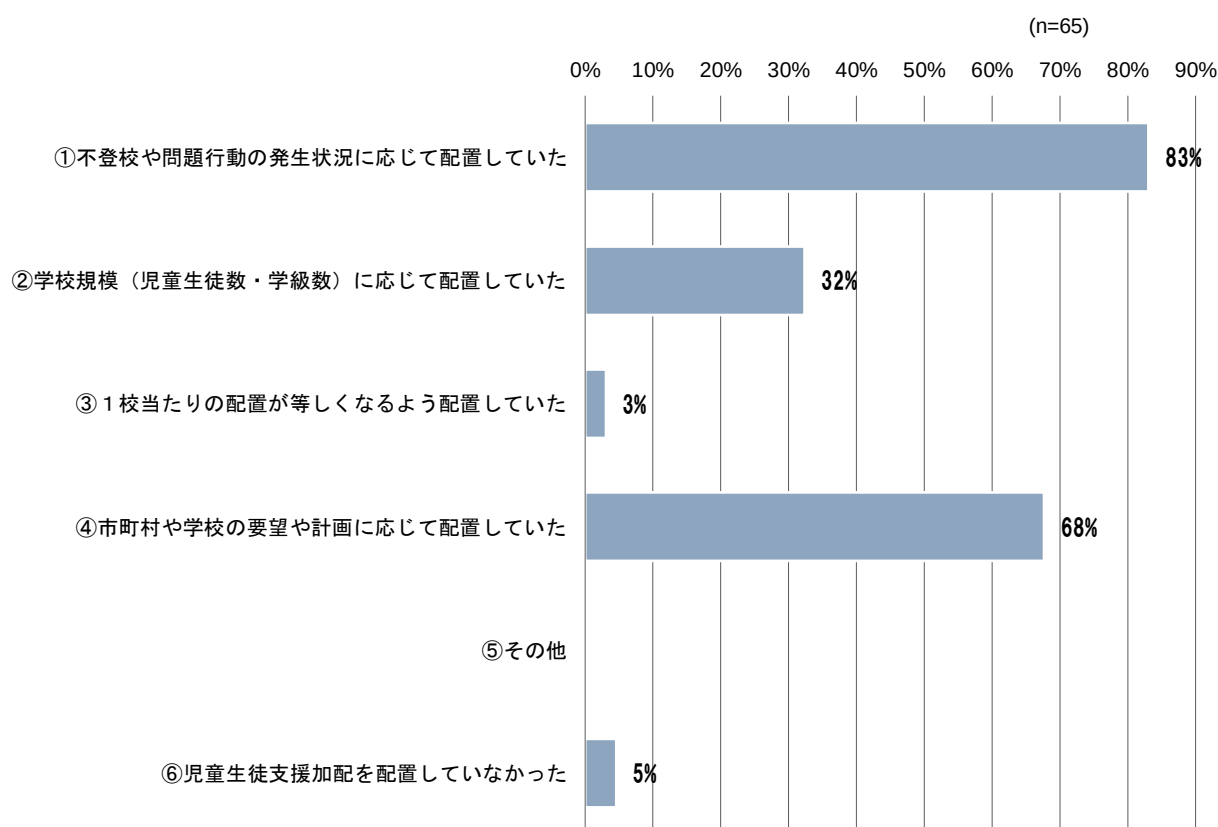
図表 2-4 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方に基づき国の学習指導員（不登校支援に当たる学校生活適応支援に限る。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。



2-5 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方にに基づき国の児童生徒支援加配（いじめ、不登校など主として生徒指導上の諸課題への対応のために措置される加配定数。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。¹

「①不登校や問題行動の発生状況に応じて配置していた」の割合が最も高く83%である。次いで、「④市町村や学校の要望や計画に応じて配置していた(68%)」、「②学校規模(児童生徒数・学級数)に応じて配置していた(32%)」である。

図表 2-5 令和4年度に貴教育委員会では、どのような考え方にに基づき国の児童生徒支援加配（いじめ、不登校など主として生徒指導上の諸課題への対応のために措置される加配定数。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものを全てお答えください。



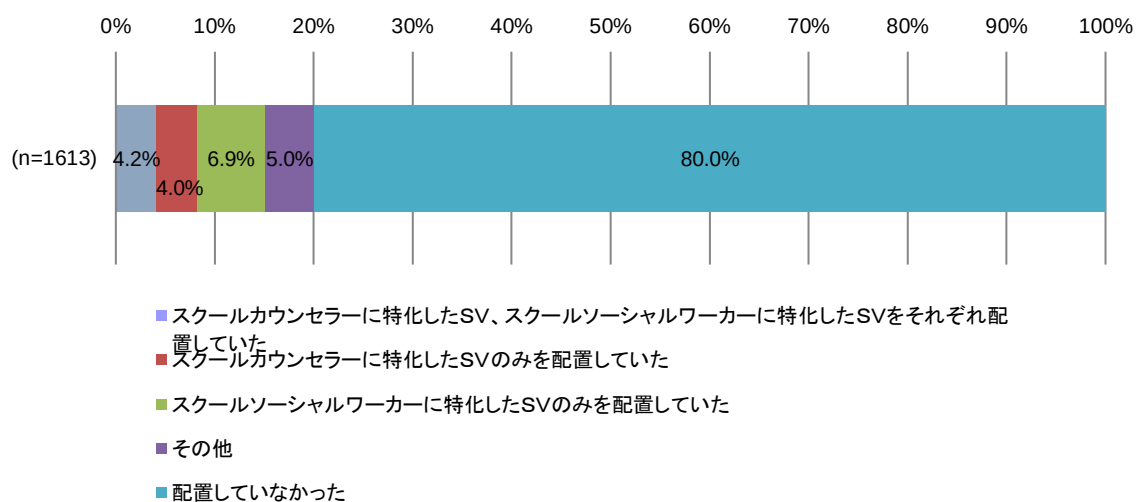
	合計	①不登校 や問題行 動の発生 状況に応 じて配置 していた	②学校規 模(児童 生徒数・ 学級数) に応じて 配置して いた	③1校当 たりの配 置が等し くなるよう 配置して いた	④市町村 や学校の 要望や計 画に応じ て配置し ていた	⑤その他	⑥児童生 徒支援加 配を配置 していな かった
合計	65	54	21	2	44	0	3
	100%	83%	32%	3%	68%	0%	5%

¹ 都道府県教育委員会、市町村教育委員会(政令指定都市)のみ回答。

2-6 令和４年度に貴教育委員会では、ＳＶ（スーパーバイザー。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものをお答えください。

「配置していなかった」の割合が最も高く 80.0%である。次いで、「スクールソーシャルワーカーに特化したSVのみを配置していた(6.9%)」、「その他(5.0%)」である。

図表 2-6 令和４年度に貴教育委員会では、ＳＶ（スーパーバイザー。以降同じ）を配置していましたか。当てはまるものをお答えください。

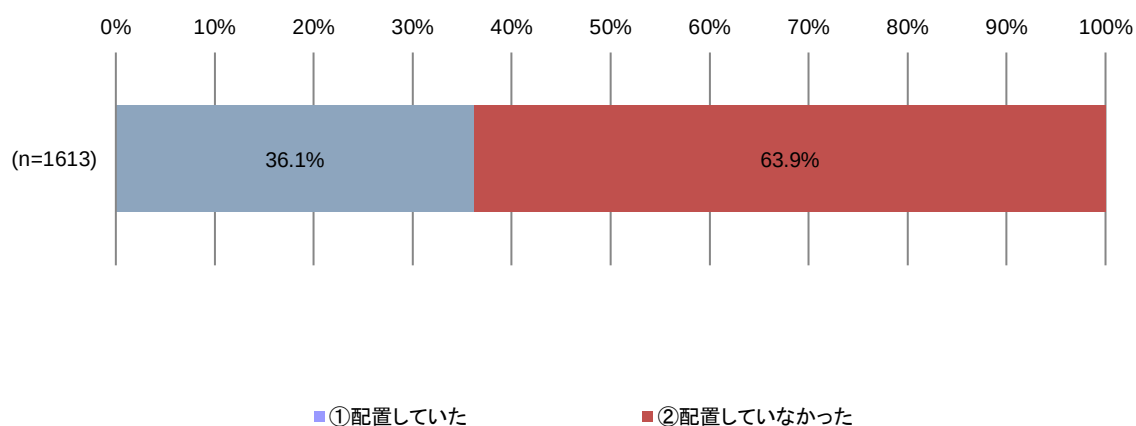


	合計	スクールカウンセラーに特化したSV、スクールソーシャルワーカーに特化したSVをそれぞれ配置していた	スクールカウンセラーに特化したSVのみを配置していた	スクールソーシャルワーカーに特化したSVのみを配置していた	その他	配置していなかった
合計	1613	67	65	111	80	1290
	100.0%	4.2%	4.0%	6.9%	5.0%	80.0%

2-7 令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、(1)スタッフの名称、(2)主な勤務内容、(3)配置している学校の概ねの割合をご回答ください。¹

「②配置していなかった」の割合が最も高く63.9%である。次いで、「①配置していた(36.1%)」である。

図表 2-7 令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、(1)スタッフの名称、(2)主な勤務内容、(3)配置している学校の概ねの割合をご回答ください。



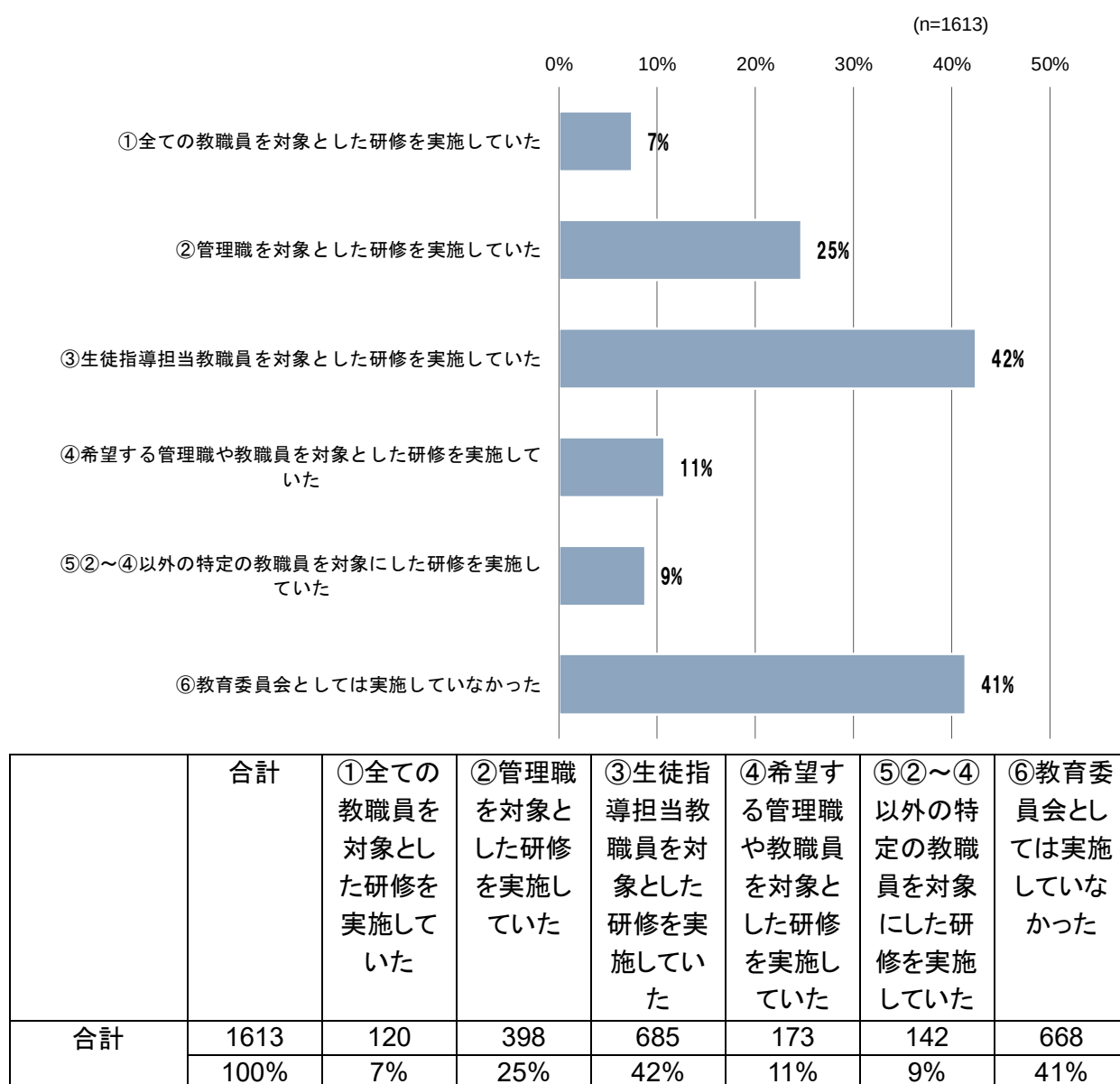
	合計	①配置していた	②配置していなかった
合計	1613	583	1030
	100.0%	36.1%	63.9%

¹ 配置していた場合に、3つまで(1)スタッフの名称、(2)主な勤務内容、(3)配置している学校の概ねの割合の回答が可能であり、本頁は当設問について、「配置していた」、「配置していなかった」と回答した割合について集計したもの。

2-8 令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）としていじめ対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。

「③生徒指導担当教職員を対象とした研修を実施していた」の割合が最も高く42%である。次いで、「⑥教育委員会としては実施していなかった(41%)」、「②管理職を対象とした研修を実施していた(25%)」である。

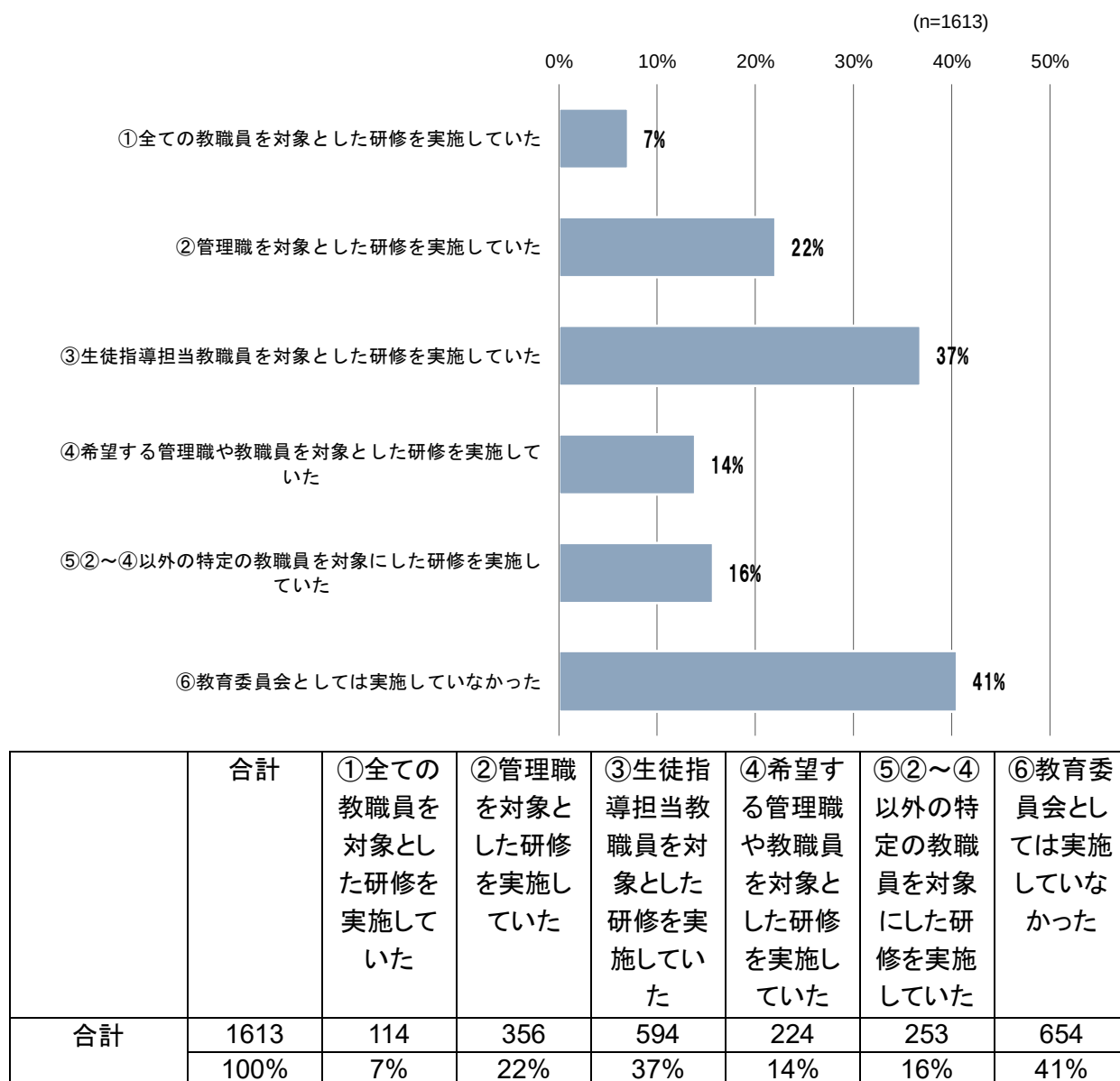
図表 2-8 令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）としていじめ対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。



2-9 令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）として不登校対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。

「⑥教育委員会としては実施していなかった」の割合が最も高く41%である。次いで、「③生徒指導担当教職員を対象とした研修を実施していた(37%)」、「②管理職を対象とした研修を実施していた(22%)」である。

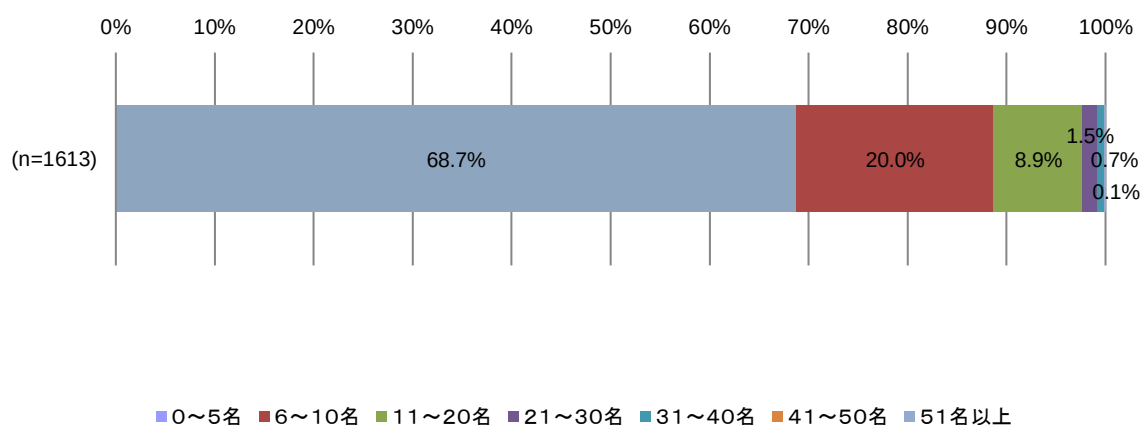
図表 2-9 令和4年度に貴教育委員会では、教育委員会（教員研修機関を含む。）として不登校対策に特化した研修を実施しましたか。当てはまるものを全てお答えください。



2-10 令和4年度に貴教育委員会が設置していた教育支援センターの、1日当たりの平均的な利用人数をお答えください。複数設置していた場合は、各施設の平均でお答えください。

「0～5名」の割合が最も高く68.7%である。次いで、「6～10名(20.0%)」、「11～20名(8.9%)」である。

図表 2-10 令和4年度に貴教育委員会が設置していた教育支援センターの、1日当たりの平均的な利用人数をお答えください。複数設置していた場合は、各施設の平均でお答えください。

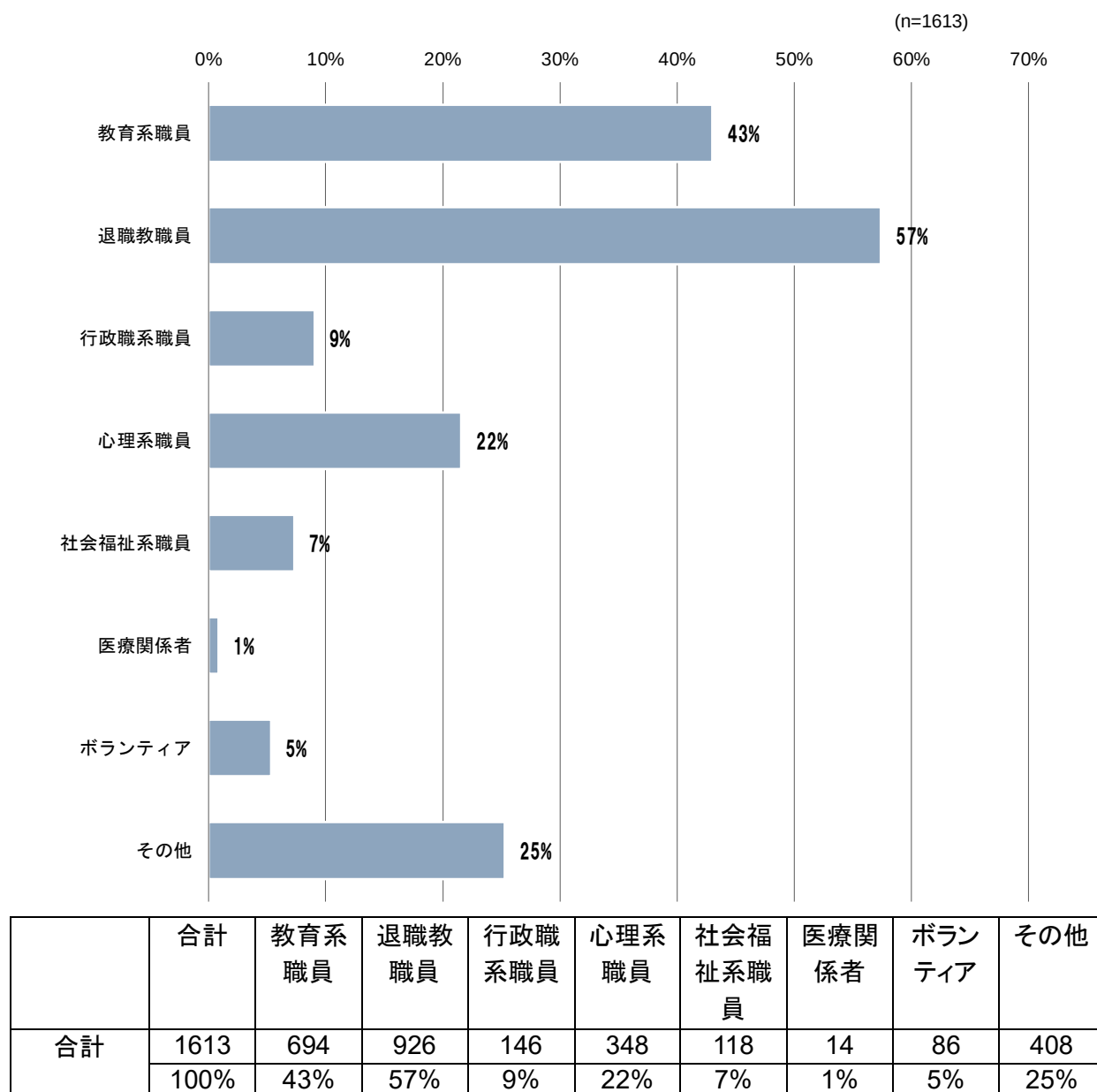


	合計	0～5名	6～10名	11～20名	21～30名	31～40名	41～50名	51名以上
合計	1613	1108	323	144	24	12	0	2
	100.0%	68.7%	20.0%	8.9%	1.5%	0.7%	0.0%	0.1%

2-11 令和4年度に、教育支援センターに配置していた指導員の属性について、当てはまるものを全てお答えください。

「退職教職員」の割合が最も高く57%である。次いで、「教育系職員(43%)」、「その他(25%)」である。

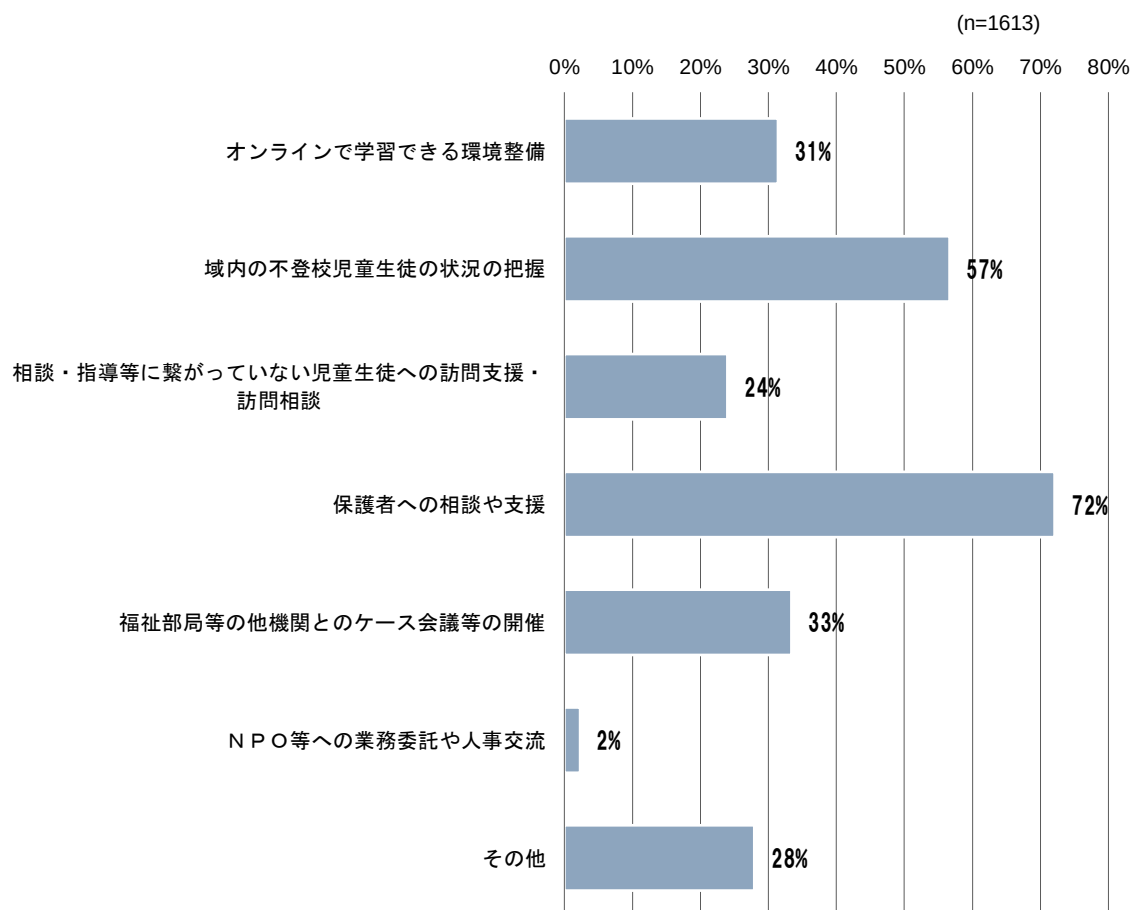
図表 2-11 令和4年度に、教育支援センターに配置していた指導員の属性について、当てはまるものを全てお答えください。



2-12 令和4年度において、教育支援センターの行っていた取組について、当てはまるものを全てお答えください。

「保護者への相談や支援」の割合が最も高く72%である。次いで、「域内の不登校児童生徒の状況の把握(57%)」、「福祉部局等の他機関とのケース会議等の開催(33%)」である。

図表 2-12 令和4年度において、教育支援センターの行っていた取組について、当てはまるものを全てお答えください。

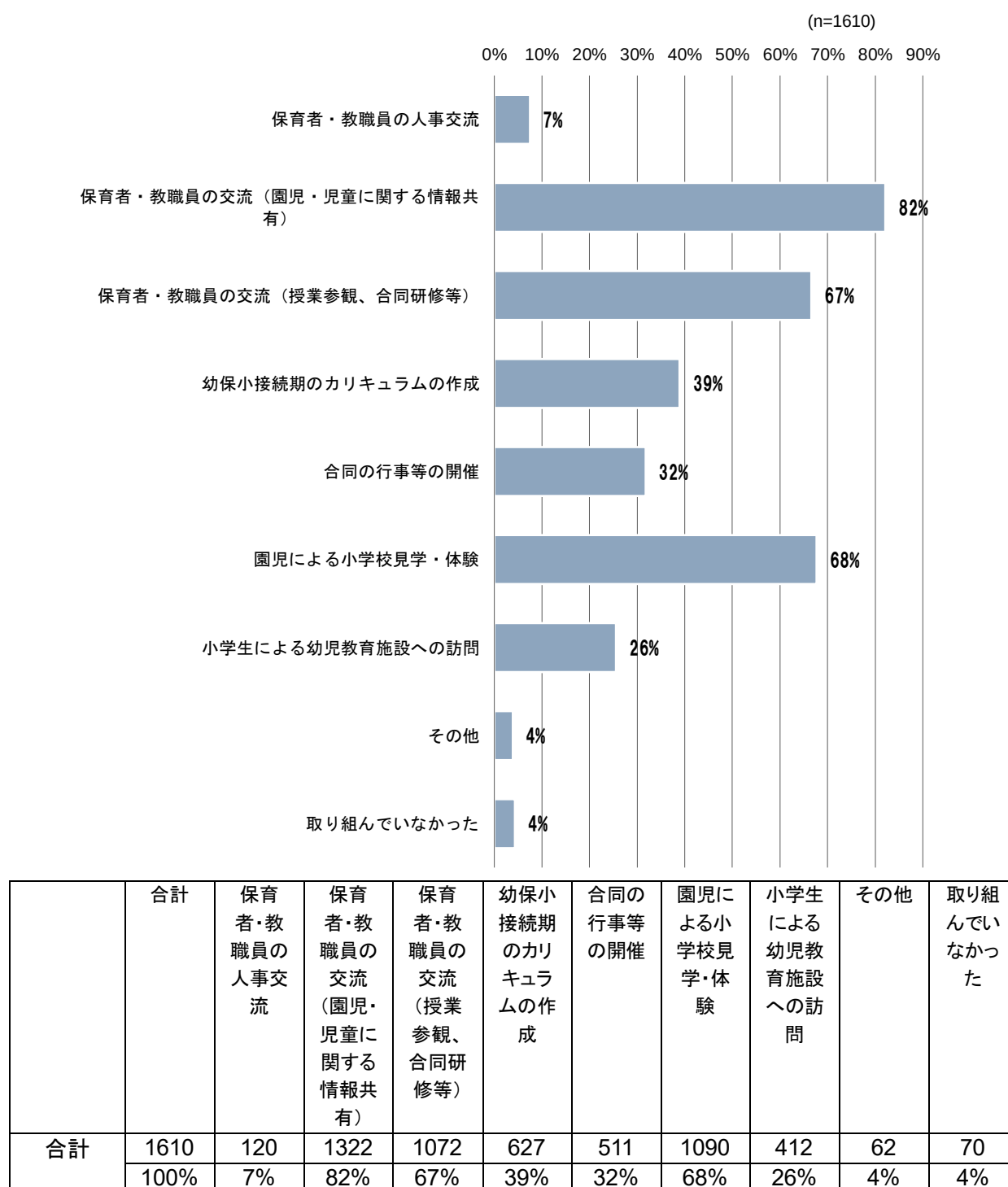


	合計	オンラインで学習できる環境整備	域内の不登校児童生徒の状況の把握	相談・指導等に繋がっていない児童生徒への訪問支援・訪問相談	保護者への相談や支援	福祉部局等の他機関とのケース会議等の開催	NPO等への業務委託や人事交流	その他
合計	1613	506	913	387	1163	538	37	451
	100%	31%	57%	24%	72%	33%	2%	28%

2-13 令和4年度における、貴教育委員会での幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組について、取り組んでいたものを全てご回答ください。¹

「保育者・教職員の交流(園児・児童に関する情報共有)」の割合が最も高く82%である。次いで、「園児による小学校見学・体験(68%)」、「保育者・教職員の交流(授業参観、合同研修等)(67%)」である。

図表 2-13 令和4年度における、貴教育委員会での幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組について、取り組んでいたものを全てご回答ください。

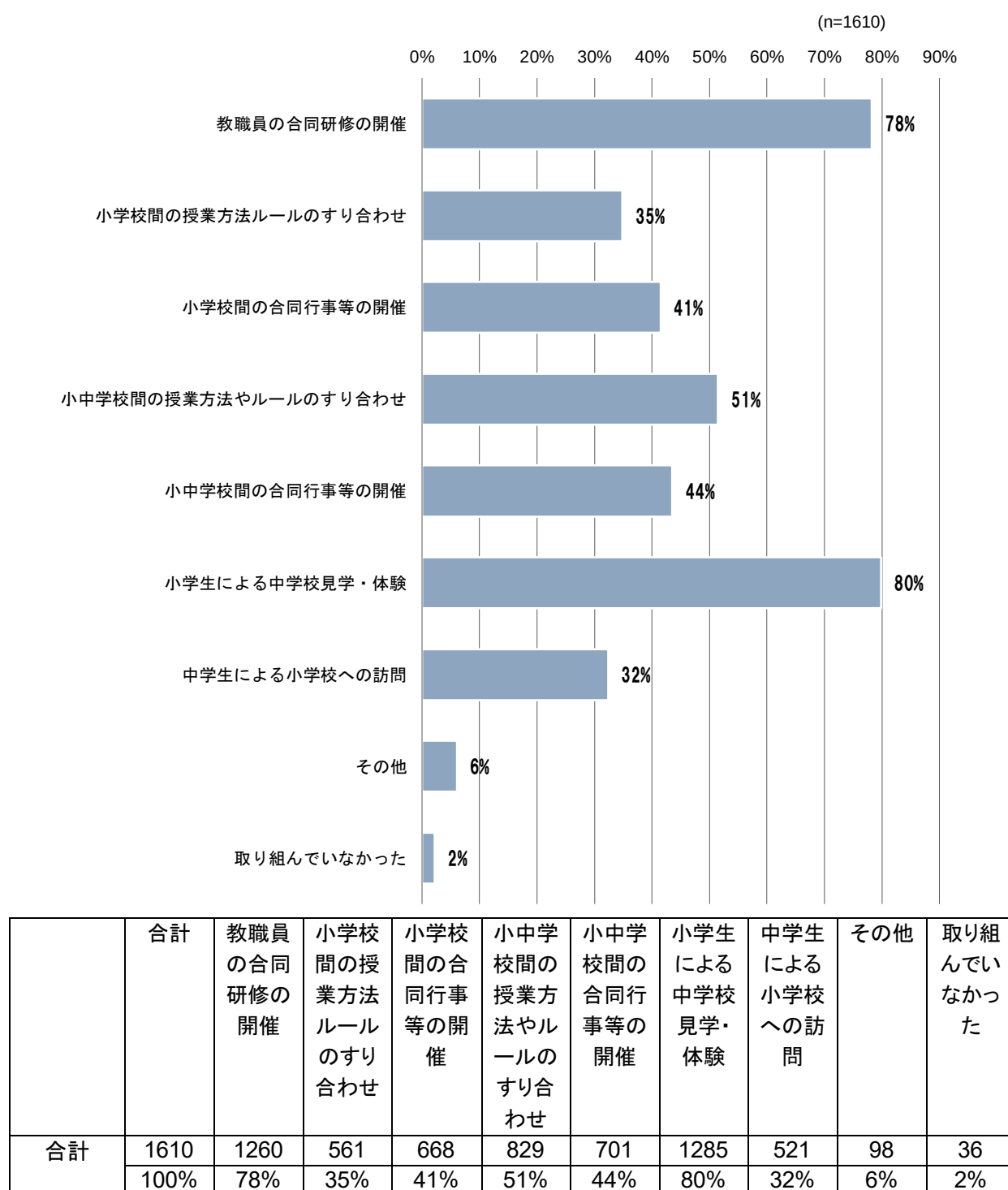


¹ 市町村教育委員会(政令指定都市)、市町村教育委員会(政令指定都市以外)のみ回答。3件の市町村教育委員会が2-1の設問の選択誤りをしたため、欠損となっている。

2-14 令和4年度における、貴教育委員会での中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携について、取り組んでいるものを全てご回答ください。¹

「小学生による中学校見学・体験」の割合が最も高く80%である。次いで、「教職員の合同研修の開催(78%)」、「小中学校間の授業方法やルールのすり合わせ(51%)」である。

図表 2-14 令和4年度における、貴教育委員会での中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携について、取り組んでいるものを全てご回答ください。

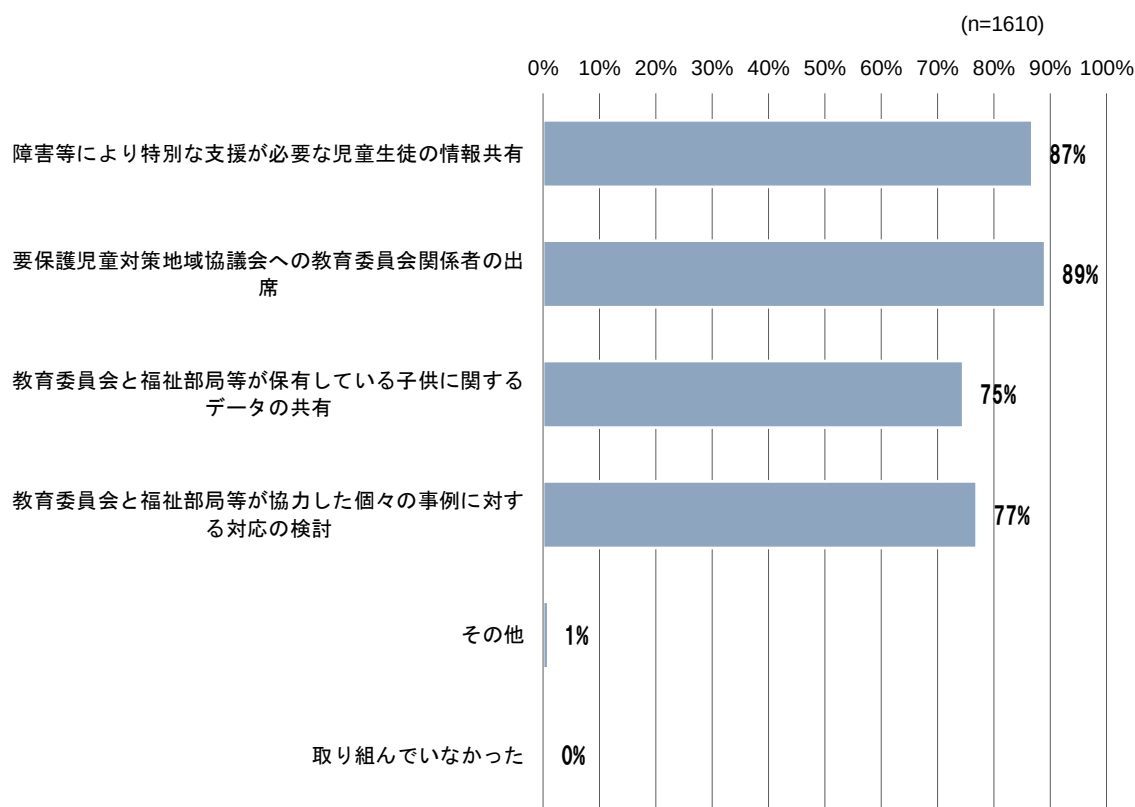


¹ 市町村教育委員会(政令指定都市)、市町村教育委員会(政令指定都市以外)のみ回答。3件の市町村教育委員会が2-1の設問の選択誤りをしたため、欠損となっている。

2-15 令和4年度における、貴教育委員会と関係機関との連携について、取り組んでいたものを全てご回答ください。¹

「要保護児童対策地域協議会への教育委員会関係者の出席」の割合が最も高く89%である。次いで、「障害等により特別な支援が必要な児童生徒の情報共有(87%)」、「教育委員会と福祉部局等が協力した個々の事例に対する対応の検討(77%)」である。

図表 2-15 令和4年度における、貴教育委員会と関係機関との連携について、取り組んでいたものを全てご回答ください。



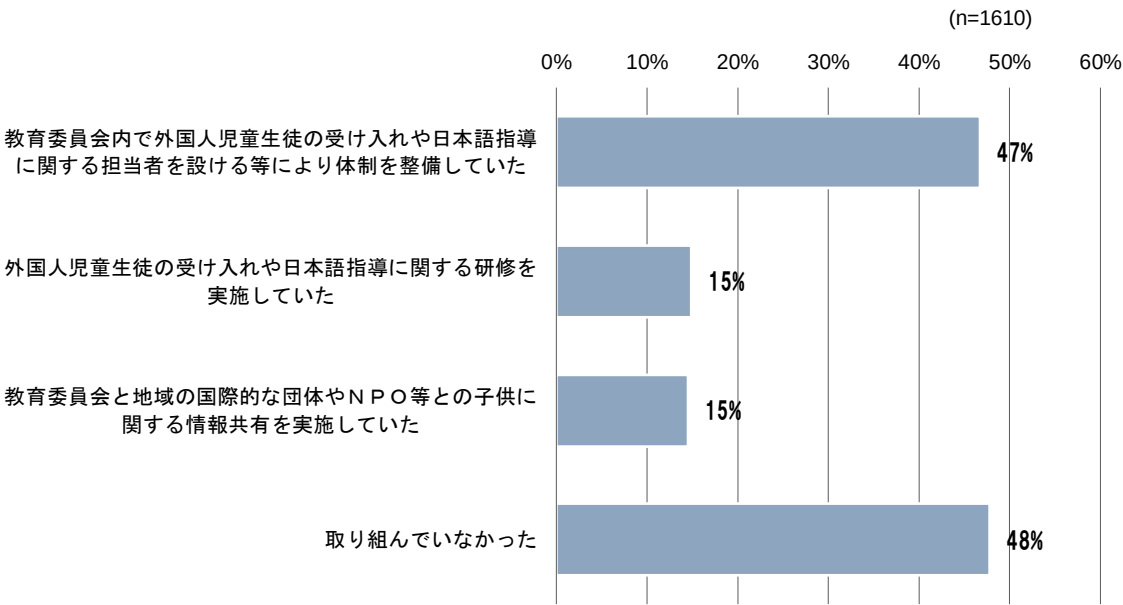
	合計	障害等により特別な支援が必要な児童生徒の情報共有	要保護児童対策地域協議会への教育委員会関係者の出席	教育委員会と福祉部局等が保有している子供に関するデータの共有	教育委員会と福祉部局等が協力した個々の事例に対する対応の検討	その他	取り組んでいなかった
合計	1610	1398	1434	1200	1239	14	5
	100%	87%	89%	75%	77%	1%	0%

¹ 市町村教育委員会(政令指定都市)、市町村教育委員会(政令指定都市以外)のみ回答。3件の市町村教育委員会が2-1の設問の選択誤りをしたため、欠損となっている。

2-16 令和4年度における、貴教育委員会での日本語指導が必要な児童生徒への支援について、取り組んでいたものを全てご回答ください。¹

「取り組んでいなかった」の割合が最も高く48%である。次いで、「教育委員会内で外国人児童生徒の受け入れや日本語指導に関する担当者を設ける等により体制を整備していた(47%)」、「外国人児童生徒の受け入れや日本語指導に関する研修を実施していた(15%)」、「教育委員会と地域の国際的な団体やNPO等との子供に関する情報共有を実施していた(15%)」である。

図表 2-16 令和4年度における、貴教育委員会での日本語指導が必要な児童生徒への支援について、取り組んでいたものを全てご回答ください。



	合計	教育委員会内で外国人児童生徒の受け入れや日本語指導に関する担当者を設ける等により体制を整備していた	外国人児童生徒の受け入れや日本語指導に関する研修を実施していた	教育委員会と地域の国際的な団体やNPO等との子供に関する情報共有を実施していた	取り組んでいなかった
合計	1610	752	240	234	769
	100%	47%	15%	15%	48%

¹ 市町村教育委員会(政令指定都市)、市町村教育委員会(政令指定都市以外)のみ回答。3件の市町村教育委員会が2-1の設問の選択誤りをしたため、欠損となっている。

2-17 令和４年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、

(１) スタッフの名称 2-7

不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアの配置について、児童生徒の心理的なケアに対応する相談員や教育相談員、不登校・学習・学校生活支援員などといった回答が多かった。また、多くの教育委員会で独自の名称を用いており、積極的に不登校やいじめの対応に取り組んでいることが垣間見えた。

自由回答
- 相談支援パートナー - 心の教室相談員 - 教育支援主事 - 教育相談員 - スクールアドバイザー - 学習生活支援員 - 教育支援専門員 - 教育専門員 - 児童生徒相談員 - スクールライフアドバイザー - 特別支援補助員 - 小中一貫教育支援特別講師 - 不登校対策相談員 - 生徒支援員 - 学校生活支援員 - 適応支援相談員 - 心の教育相談員 - 学習サポーター - 学び支援教室支援員 - 児童生徒生活指導員 - 心のケア支援員 - 不登校相談員 - 自立支援相談員 - 適応指導員 - 別室登校学習支援員 - 適応指導教室指導員 - 特別支援学級支援員 - 教育相談専門員 - 学習支援員 - 教育支援サポーター - 不登校対応支援員 - 子どもと親の相談員 - 学校教育指導員 - 教育支援員 - スクールガード

- スクールライフサポーター
- スクールアシスタント
- 心のサポーター
- 不登校対策支援員
- 学校生活相談員
- メンタルサポーター
- いじめ対策アドバイザー
- 生活相談員
- メンタルサポート相談員
- 教員業務支援員
- 小学校学習生活相談員
- 不登校児童生徒支援員
- 心の相談員
- 学力向上補助員
- 生徒指導専門職員
- 相談支援員
- 学校総合支援員
- 学び総合指導員
- ふれあい相談員
- いじめ等対応支援員
- サポートルームスタッフ
- 学力向上支援員
- 不登校対策学習支援員
- 教科支援員
- 学校支援アドバイザー
- 学級経営アドバイザー
- 自立支援指導員
- 教育支援教室補助教員
- 学校相談員
- 適応支援教室支援員
- 学校適応専門官
- スクールサポートスタッフ
- 学級担任補助
- 登校支援員
- 学校サポーター
- 学校と家庭の支援員
- 登校サポーター
- 学校支援指導員
- 訪問支援員
- 学習・登校支援員
- 学習支援指導員
- 校内支援員
- 不登校生徒訪問相談員
- 相談・学習支援員
- 不登校支援員

- 介助教員
- 不登校訪問教育相談員
- 学習活動サポーター
- 介助員
- 生徒指導支援員
- 訪問教育相談員
- いじめ問題対策指導員
- カウンセリング指導員
- 家庭教育専門支援員
- 教育支援センター支援員
- いじめ対応アドバイザー
- 学校生活指導員
- 学校復帰支援員
- 家庭訪問支援員
- 適応支援員
- 学校教育支援員
- 不登校支援アドバイザー
- 教育支援指導主事
- 不登校支援講師
- 中間教室指導員
- 子と親の心の支援員
- スクールサポーター
- 公認心理師
- 就学支援アドバイザー
- 保健相談員
- 生活・学習支援員
- 指導助手
- 校内教育支援センター支援員
- 子ども応援サポーター
- 児童生徒支援員
- スクール相談員
- 適応支援専門員
- 学校支援員
- 教育支援スタッフ
- 学校教育相談員
- 巡回相談員
- こども相談員
- 校内フリースクール支援員
- 登校支援室支援員
- 心の健康相談員
- ふれあいサポーター
- いじめ問題相談員
- 問題行動・不登校等支援巡回指導員
- スクール相談ネットワーク
- いじめ対策専門員

- 支援相談員
- いじめ等対策参事員
- 訪問相談員
- 家庭教育支援員
- 家庭教育支援コーディネーター
- いじめ・別室対応支援員
- 不登校巡回相談員
- 学びのパートナー
- 大学院生相談員
- 心の相談サポーター
- いじめ等対策指導員
- 不登校・教育相談員
- 生活指導支援員
- 部分登校支援員
- 学校問題解決支援員
- 不登校児童生徒支援学生ボランティア
- 家庭の教育機能総合支援指導員
- 校内適応指導教室指導員
- 児童生徒支援人材
- 学習支援学生ボランティア
- 学生ボランティア
- 教育指導員
- こども自立支援員
- 別室学習支援員
- 別室登校指導員
- 不登校対策指導員
- 不登校指導補助員
- 子どものサポーター
- 生活指導補助員
- 児童生徒指導員
- 不登校指導員
- 心理相談員
- 不登校対策指導主事
- 日本語支援ボランティア
- 個別最適な学び支援員
- 校務支援員
- 自立支援員
- 特別教育支援員
- 不登校解消支援員
- 別室指導支援員
- 学校生活適応支援員
- 学校ふれあい相談員
- スクールガード支援員
- 学校教育専門員
- 青少年教育相談員

- 児童生徒を見守り・指導する警察OBや教職員OB
- 生活安心相談員
- 心の支援員
- スクールライフ支援員
- 指導主事
- 不登校対策非常勤講師
- 中学校不登校等対策
- いじめ・不登校相談員
- 相談サロンカウンセラー
- 適応指導教室支援員
- 学校支援講師
- 生徒指導サポーター
- 不登校児童生徒支援指導員
- 不登校対策サポートティーチャー
- 青少年支援センター相談員
- 学習相談員
- 不登校復帰支援員
- 不登校対応指導員
- 市児童生徒指導支援員
- 指導主事(教育相談)
- 校内適応指導教室担当指導員
- サポート相談員
- 学校別室支援員
- 別室における学校生活支援員
- 心の相談教育相談員
- 自立適応支援員
- いじめ等対策支援員
- 不登校対策サポーター
- 複式学級支援員
- 学校支援コーディネーター
- 教育支援センター指導員
- 特別支援教育補助員
- アウトリーチ支援事業に係る児童生徒支援員
- 教育支援アドバイザー
- 特別支援サポーター
- 不登校対策コーディネーター
- 臨床心理相談員
- いじめ問題対策相談員
- 生徒サポーター
- 教育相談支援員
- 校内自立支援員
- 教育相談コーディネーター
- 地域支援員
- 主任適応指導教育指導員
- 適応指導補助員

- 学校連携支援員
- 生徒指導・いじめ問題対策員
- 地域相談員
- 中学校スクールサポーター
- 通訳
- ボランティア相談員
- 登校支援相談員
- 校内支援室担当支援員(指導員)
- 家庭訪問相談員
- 特別支援学級の児童支援員
- 教育補助員
- 教員補助員
- 生徒相談員
- ティーム・ティーチング講師
- 日本語指導員
- 市採用講師
- スタディサポーター
- 学習支援スタッフ
- 日本語教育指導員
- 不登校対策教育支援員
- 学校問題対策支援員
- 不登校支援協力員
- 家庭教育サポーターリーダー
- 生徒指導自立支援員
- 心理サポーター
- 別室少人数指導員
- いじめ不登校対策指導員
- 特別支援員
- 相談アドバイザー
- 問題行動対策コーディネーター
- 別室支援員
- 学校生活安全相談員
- 校内適応教室助手
- 適応指導教室専任指導員及び協力指導員
- 別室対応支援員
- 補助教諭
- 学習指導充実支援員
- 校内自立・青少年支援員
- 学習支援教諭
- 学び支援員
- 心理士
- 電話相談員
- 子と親の相談員
- 不登校児童生徒復帰支援員
- メンタルフレンド

- コーチングサポーター
- 市適応指導教室相談員
- 小１の生活支援員
- 生徒対応指導員
- 生徒指導支援スタッフ

※重複のあった回答や個別の自治体が特定できる回答は掲載していない。以降の自由記述も同様。

- 2-18 令和4年度に貴教育委員会で、教員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学習指導員・特別支援教育支援員・日本語支援員・母語支援員以外で不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアを配置していた場合、
(2) 主な勤務内容 2-7

不登校やいじめの対応に当たる独自のスタッフやボランティアの配置について、主な職務内容として、不登校児童生徒への学習・生活支援、児童生徒及び保護者、教員へのカウンセリングや面談・相談、生徒指導に関わる研修、特別な支援が必要な児童生徒への支援などが挙げられた。

自由回答
• 学校の支援計画に基づき、別室等での不登校の未然防止・初期対応にあたる • 通常学級で支援を要する児童生徒への支援 • 児童・生徒のカウンセリング・保護者のカウンセリング・教職員への研修の実施・ケース会議等への参加 • 学習支援 • 児童生徒の相談 • 小学校において、子ども達の悩みごと、心配ごとなどの身近な相談相手となり、心の悩みやストレスなどを和らげ、学校と連携しながらいじめや不登校などの未然防止に努める • 相談業務等 • 児童生徒の日常的な相談対応 • いじめ・不登校対応に関する相談の受理、学校の対応状況の把握及び指導・助言 • 高校での教育相談 • 児童生徒の心のケアに関すること・教職員及び保護者の心のケアに関すること・いじめ、不登校、その他の困りごとを抱える児童生徒への指導・助言等に関すること・関係機関との連携調整に関すること • 巡回型児童生徒との面談 • 児童生徒へのカウンセリング、保護者等への助言 • 児童生徒及び保護者の相談業務 • 児童生徒・保護者との面談 • 特別支援学級の支援や通常学級の困り感のある児童生徒の支援 • 児童生徒及び保護者との個別面談、授業参観による児童生徒の学校生活実態の把握等 • いじめ、不登校、ネグレクト等の多様な課題を抱える児童・生徒への教育相談 • 児童生徒からの相談対応、保護者からの相談対応 • 児童生徒にかかわる教育相談教職員への指導助言 • 不登校やいじめ、校内での諸問題に対応学校には配置せず、教育委員会・教育センターに配置 • 教員の補助、教育課程の支援 • 特別な支援を要する児童生徒に対する学校で日常生活上の介助、学習支援 • 児童生徒、保護者との相談、登下校支援など • 生徒へのカウンセリング・教職員に対する助言・援助・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 • 児童生徒の悩み相談及び支援を要する児童生徒への対応、助言・教職員への支援・保護者からの教育相談への対応・家庭、地域と学校との連携支援・その他学校の教育活動の支援 • 特別支援学級等に在籍する児童生徒に対する生活支援補助等 • 特別支援教育児童生徒への支援

- ・ 不登校・いじめ問題等児童生徒のケア、保護者への教育相談及びその支援のための町内小中学校での巡回指導
- ・ 中学校を拠点校とし、村内学校に派遣・児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員に対する助言、保護者に対する助言・援助
- ・ 特別な支援が必要な児童・生徒に対する学習サポート等
- ・ 学校と連携して児童生徒及びその保護者等を対象とした教育相談活動を行うこと・個別の対応を要する児童生徒(別室登校等)を支援すること・家庭、地域及び市適応指導教室と学校との連携を支援すること
- ・ 児童生徒、保護者からのいじめ等の相談
- ・ 不登校児童生徒の支援
- ・ 児童生徒の心のケア
- ・ 児童へのカウンセリング、情報収集・提供教職員及び保護者への助言・援助構成的エンカウターの授業の実施等
- ・ 教員や生徒からの相談に対し、適切な援助を行う
- ・ 別室登校生徒の支援相談対応学校と家庭との連携支援
- ・ 各中学校において教育相談を実施する
- ・ 別室教室等での支援
- ・ 学校の要請に応じたり、定期的に訪問したりしながら児童生徒を支援
- ・ 児童生徒へのカウンセリング、情報収集・提供、研修会の講師
- ・ 生活及び学習活動の補助
- ・ 不適応指導生徒の生活支援及び学習支援に関すること
- ・ 別室に常駐し、通室する生徒の学習支援や個別相談に当たった
- ・ 学校不適応を含む心の問題を抱える児童生徒の支援
- ・ 別室登校生徒の学校適応のための支援、不登校生徒の家庭訪問及び家庭と学校との連携支援等
- ・ 学習支援および相談業務
- ・ 不登校や別室登校の児童生徒への支援
- ・ 児童生徒の話し合い手や遊び相手をし、悩み等の解決を援助し、いじめや不登校の未然防止に努める
- ・ 別室に登校している児童生徒の支援にあたった
- ・ 学び支援専任教員と学び支援教室の経営補助を行うとともに通級児童生徒に対して社会的自立を目指した学習環境の中で充実した活動が行えるように支援すること
- ・ 児童生徒の生活に関する指導及び助言等(教育委員会内配置)
- ・ 不登校児童生徒のこころのケア
- ・ 別室登校生徒への対応
- ・ フリースクールへ派遣し、不登校支援にあたった
- ・ 若年層教師へ助言・指導
- ・ 家庭訪問による登校支援、相談、学習支援
- ・ 各学校等の巡回訪問による相談等
- ・ 児童生徒、保護者、教職員の支援
- ・ 県のスクールカウンセラーの配置時数が少ない中学校において、生徒及び保護者、教職員に対する相談活動を行う
- ・ 保護者、児童対応
- ・ 通常の学級における個別の支援が必要な児童に対する見守り及び支援
- ・ 教育相談、不適応生徒の直接指導

- 各学校を巡回してのカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング
- 適応指導教室での学習指導及び訪問相談
- 別室登校生徒への学習支援
- 中学校内に開設している適応指導教室で学ぶ生徒への学習指導や相談活動等
- 教育委員会に配置学校を定期的に訪問しての情報収集と支援、面談等に同席、要保護児童対策地域協議会対応等
- 中学校の別室に通っている生徒への指導、対応等
- 登校しぶりや不適応児童・生徒および保護者との面談やサポート
- 特別支援学級に係る支援および特別な支援を要する児童生徒への支援
- 学習支援、児童生徒や教職員への相談や支援
- 特別な配慮を有する児童生徒の支援
- 特別な支援が必要な児童生徒に係る学習支援
- 市立小学校での相談業務
- 児童生徒、保護者、教員の心のケア
- 悩みを持つ子どもへの教育相談不登校児童生徒への支援
- 授業の補助や児童生徒への個別指導に関する支援
- 教育支援センターでの学習支援等
- 適応教室に登校してくる生徒に対して、学習及び生活指導の支援を行う
- 相談業務その他
- 不登校児童生徒の対応及び相談
- 学習支援・補助、生活補助
- 支援の必要な児童生徒へのサポート
- 不登校生徒の学習支援、生活援助、家庭訪問
- 悩み相談、話し相手
- 児童生徒への助言指導校内巡回
- 児童生徒の見守り、支援等
- 生徒の悩み相談
- 児童生徒・保護者との教育相談、児童生徒への適応指導、不登校児童生徒へのアウトリーチ支援のサポート
- 児童生徒の悩み等の相談対応
- 関係機関と連携を図り、児童生徒の問題行動や家庭環境における問題等の解決を図る
- 子ども、保護者、教職員からの相談を受け、不安感やストレスを和らげる
- 教育的支援が必要な子どもへの支援、学校事務に関する支援、教育相談室の運営に関する支援など
- 児童生徒及び保護者からの相談対応
- 校内フリースペースで生徒の支援に当たる
- 児童生徒、保護者、教員に対する教育相談、支援、カウンセリング
- 生徒の悩み相談への対応
- 問題行動の未然防止
- 学校生活における児童等への指導及び支援、情報共有
- 生徒の学校生活における相談
- 相談及び検査
- 生徒の悩み相談、心理的サポートが必要な生徒の早期発見・早期対応、その他校長が必要と認めること
- 児童生徒、保護者へのカウンセリング及び教職員への指導助言・各校への配置ではなく、全校

を巡回

- 小学校において、悩みを抱える児童の相談を受けたり、話し相手になったりする
- 希死念慮等に対応
- 事務的作業(印刷、清掃、電話等)
- 学校訪問による個別指導、保護者相談、家庭訪問、ケース会議参加等
- 教育相談、発達相談対応
- 教育支援センターにて、児童・生徒の相談を行う・登校できない児童・生徒への関わりをもつ
- 保護者からの不登校や学力、発達についての相談・児童からの悩み相談、教員からの児童の相談等
- 教室・相談室等での相談や児童生徒に寄り添った見守りなどの支援
- 学校における不登校児童生徒に対する相談及び家庭訪問・不登校児童生徒の保護者に対する相談・「いじめ」に関する児童生徒からの相談への対応・「いじめ」に関する諸問題に対する学級担任等との連携・児童生徒の学校生活に関する相談への対応及び支援・その他校長が必要と認める業務を行うこと
- 不登校、問題行動など生徒指導にかかわる児童への相談及び学習支援、生活支援、保護者との相談
- 不登校生徒に対する相談室による個別支援
- 不登校傾向や教室に入れない児童生徒への学校生活適応支援、学習支援
- 家庭訪問および相談
- 相談業務(来室、電話、訪問)
- 校内教育支援センターで、教室に入れない児童生徒を見守る
- 教育支援、不登校支援、教育支援センター指導員
- 児童生徒及び保護者に対する相談、教職員に対する相談、教職員研修における指導及び助言、その他校長及び県教育委員会が必要と認める業務
- 生徒、保護者からの相談対応事務、子供の実態把握による早期発見早期対応へつなげる
- 小中学校における相談活動や家庭訪問
- 不登校傾向の見られる生徒への相談・校内支援委員に出席し、情報共有・生徒及び保護者に対しての対応
- 学校等における生徒指導上の諸課題について相談を受ける
- 生徒の教育相談等
- 相談室での相談業務
- 生徒の見守り・相談・学習支援等
- 校内教育支援センターの運営、長期欠席・不登校傾向の児童生徒への支援・指導
- 児童生徒や保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図り、健全な児童生徒の育成を図る・配置は中学校のみ
- 学級経営等の支援学級全体の支援個別支援
- 保護者、児童・生徒、保護者の相談
- 不登校対策支援に関する活動・授業での学習支援・校区内の巡回、校内の巡回・児童の安全確保や生活支援・個別指導室や相談室での学習指導や教育相談・教職員等との連携
- 教育センターから派遣され、相談活動、ケース会議、他機関との連携
- 相談室の運営・児童生徒及びその保護者との相談、支援
- 相談業務、発達支援等
- 中学校へ相談員を配置し、生徒・保護者からの相談に対応する
- 臨床心理の視点から教職員への助言・援助児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- 生徒とのふれあい活動を通しての相談(中学校のみ)

- 各中学校相談室での相談業務
- 生徒指導に関することについて、管理職及び教職員への指導、助言・児童・生徒の学校生活での活動の見守り・各学校の生徒指導部会、教育相談部会への参加・助言
- 児童の相談
- 中学校での学習支援室(校内適応指導教室)での学習支援
- 相談や学習支援
- 中学校内に設置してある相談室に常駐し、教室へ入ることに困難さを感じている児童のサポートに当たる
- 児童生徒の相談業務
- 学校生活に悩みを抱えたり登校に不安を抱えたりする生徒・保護者に対して相談等を行う
- サポートルームに来た生徒の支援
- 不登校傾向や悩みのある生徒の相談役
- 授業内での教員のサポート・放課後等での教材の準備・その他
- 小学校・中学校のサポート教室での個別の学習支援を行う
- 町内中学校に1名ずつ配置し、週3日、主に相談室へ登校している生徒への学習指導、相談員と連携した学習相談、教育相談を行っている
- 児童生徒との相談及び援助、カウンセリング等に関する情報収集、提供、いじめ・不登校への対応
- 登下校指導、担任のサポート
- 児童生徒のカウンセリング
- 児童、保護者、教職員からの相談対応
- いじめや不登校に関して、学校への助言と支援
- 学習指導補助や教育相談
- 講師や学級がうまく機能しない担任への指導・助言を行う
- 様々な問題や悩みを抱えている児童生徒の相談を受ける
- 児童生徒、保護者、教職員に対する相談、支援・長欠児童生徒の在宅相談
- 生徒の不安や悩み相談
- 教育支援教室で児童生徒の支援を行う
- 不登校児童生徒の支援・家庭訪問
- 月曜から金曜の9時から11時45分の間、学校外の適応支援教室において通級者の相談、指導等の支援を行う
- 児童生徒の悩み相談
- 不登校児童生徒への対応
- 担任と共に授業に入り、チーム・ティーチングという形で個に応じた支援が必要な児童生徒に学習支援を行っている・また、集団になじめない児童生徒への学習の場の設定に対応している
- 学習活動における支援を要する児童生徒の支援
- いじめ未然防止のための教室巡回及び見守りいじめや不登校に関する個別支援
- 学習、生活指導の補助・登校支援
- 登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言、登校時の児童・生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言
- 児童・生徒の問題行動の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭(子育て等)に関する不安を抱える保護者に対する相談等
- 区立小中学校を定期的に巡回し、管理職や関係教員のヒアリングを通して不登校児童生徒の在籍状況や支援の状況を把握し、指導助言を行う

- ・ 校内別室(校内教育センター)の開室登校渋りのある児童生徒の登校支援
- ・ 別室登校における児童・生徒の生活の見守り
- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応
- ・ 不登校の初期段階である登校渋り状態または不登校状態にある児童・生徒に対して、学校・学級復帰を目指した「お迎え支援」「別室登校支援」を行う事業
- ・ 生活指導対応、校内サポートルーム対応
- ・ 登校支援及び校内別室の見守り
- ・ 登校支援、別室支援、学校活動参加支援等
- ・ 校内別室登校児童生徒対応、送迎、家庭支援、教育相談
- ・ 家庭への電話連絡、訪問、登校支援、校内での居場所支援
- ・ 不登校児童・生徒の学習支援や登校支援を行う・主に適応指導教室で活動
- ・ 不登校傾向にある児童・生徒への電話連絡や家庭訪問、学校へ登校してきた際の個別支援
- ・ 特別支援学級及び特別支援教室の児童の各学級での支援
- ・ 通級・固定級の児童生徒支援
- ・ 児童・生徒のメンタルケア等
- ・ 不登校生徒の安心できる居場所づくり※配置していた学校割合は中学校のみ
- ・ 児童が安心して過ごせるように見守る・相談室での児童都のかかわり・校内の居場所づくり
- ・ 家庭訪問による不登校児童生徒及び保護者の支援等
- ・ 個別支援ニーズに対応するため
- ・ 登校支援、不登校の段階に応じた支援、家庭訪問
- ・ 別室での学習支援、相談活動、家庭訪問
- ・ 不登校児童生徒や教室に入りづらい児童生徒の支援、家庭訪問等
- ・ 生徒の悩み、不安、ストレスに対し、悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることを目的に、各中学校へ配置した相談員
- ・ 不登校及び不登校傾向にある児童生徒・保護者に対する支援、家庭訪問(別室登校への支援を含む)
- ・ 不登校児童生徒の家庭を福祉につなぐ
- ・ 児童・生徒への学習支援
- ・ 学校における不登校児童生徒への支援
- ・ 校内教育支援センターにおける不登校生徒の支援
- ・ 特別支援学級所属児童生徒の介助
- ・ 不登校児童・生徒との相談
- ・ 中学校に登校しても教室に入れない生徒の学習支援
- ・ 児童生徒、保護者、教職員への相談業務
- ・ 不登校生徒への学習指導、教育相談等
- ・ 週3回不登校児童生徒及び保護者からの相談と支援
- ・ 児童生徒、保護者へのカウンセリング、教員への助言
- ・ 登校できても教室に入れない児童生徒の居場所、教育相談
- ・ いじめ等について、実際に発生している小中学校への支援
- ・ 児童の話し相手や悩み相談を行う・学校の教育相談活動を支援する・家庭・地域と学校の連携を支援する
- ・ 児童生徒に対する相談・助言及び保護者に対する相談
- ・ 相談室等に来る子供に寄り添う
- ・ 相談室運営
- ・ 不登校あるいは不登校傾向の児童生徒に対し、指導・支援を行う

- 家庭に悩みを抱える児童生徒の相談及び家庭訪問を通した保護者、児童生徒への支援活動
- 児童・生徒、その保護者の悩み相談など
- 別室登校児童生徒への学習支援や相談
- 特別支援が必要な児童生徒への支援
- 教室に入れない児童生徒とのコミュニケーションを図る
- 年2回いじめに関する未然防止や事例対応について研修を行う際の講師として派遣
- 生徒が悩みを打ち明けたり、気軽に話せたりすることができるよう環境を整え、対応する
- 生徒の悩み相談、話し相手
- 児童生徒の悩み相談、別室登校者の支援
- 相談室等における学習支援、生活支援、カウンセリング、家庭訪問、校内の連絡調整
- 相談室での登校支援
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上に必要な支援
- 不登校や別室登校の児童生徒に対する学習支援及び面談
- 児童生徒の学習等の支援
- 教育委員会に在籍・1日7.45時間／週5日勤務・学校と町教育センターの連携強化のため、情報共有や訪問を行ったり、アセスメントやアウトリーチを行い必要に応じて外部機関への紹介や同行を実施した
- 児童生徒の学習支援やサポート
- 県の配置時数で足りない部分の対応
- 不登校支援に係る支援※市教委に1名配置
- 不登校支援(家庭訪問、校内教育支援センター設営、ケース会議出席)
- 不登校の生徒に対する学習・生活支援
- 不登校児童及び不登校児童を抱える家庭への対応不登校傾向の児童の早期発見・早期対応児童の話し相手・悩み相談等
- 不登校児童・保護者の相談
- 市の中間教室の指導
- 教員免許所有者が授業や生徒指導に当たる
- 中1ギャップの解消(特に不登校、不登校傾向の児童)円滑な中学校生活への支援、小学校の支援について情報共有など
- 不登校支援※教育委員会に所属し、必要に応じて学校派遣
- 家庭訪問相談支援、教育支援センター相談支援、保護者相談支援
- 教育支援センター(中間教室)の支援
- 相談室を設け、友達とのトラブルや悩みなどの相談を受け、解決につとめる
- 各園・小中学校を巡回相談し、面接、行動観察、検査、教職員都のコンサルテーションの実施・幼保小中高連携
- 学校や児童・生徒の保護者からの要望等に応じて、相談や発達検査等を行っている
- 教室授業の支援
- 学習のつまずきや学習の習慣が身についていない児童の支援
- 適応支援、学習支援
- 配置中学校に設置した教室(心の相談室)で不登校傾向生徒や教室以外の居場所が必要な生徒への対応を行うとともに、生徒の相談に応じる
- 普通学級に在籍する支援の必要な児童生徒の支援
- 児童生徒の登校支援校内相談室の運営等
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の活動支援
- 就学支援に関する業務全般

- いじめや不登校に関する児童生徒及び保護者からの相談に応じる・校内の相談室の運営
- 通常の学級における、学習支援や見守りの支援
- 発達に特性をもつ児童生徒への学習支援や生活支援等いじめ・不登校対応の教員サポート
- ティーム・ティーチングとして学習支援にあたる
- 校内教育支援センターでの生徒支援業務
- 児童生徒の心の悩みへの対応及び相談業務、相談内容について学校との情報共有
- 相談室対応及びアウトリーチ支援
- 実態把握と個に応じた支援
- 不登校傾向児童生徒の面談、相談・保護者との面談、相談
- 児童・生徒の相談対応
- いじめや不登校、問題行動等への不適応行動を起こす児童生徒の支援を行う・また、支援の在り方について専門的な見地から指導助言を行う
- 校内教育支援センター内の生徒対応・家庭訪問・相談業務
- 児童生徒や保護者ケア、不登校未然防止
- 特別な支援を必要とする児童生徒の支援
- 相談室に常駐し、教室に入ることができない児童生徒を相談室に受け入れ、相談に乗ったり、学習の支援を行ったりした
- 個別に教育支援が必要な児童生徒に対しての支援を行う
- 不登校児童生徒への家庭訪問
- 各校における不登校児童生徒及び不登校が心配される児童生徒の現状を把握し、今後の支援の方向性や学校との連携について調整する
- ケース検討会への参加、アドバイス教員対象の研修会実施等
- 校内教育支援センターの相談員としての勤務
- 心の教室(相談室)の運営児童生徒の相談業務
- 別室等で教室に入れない児童生徒への支援
- 市内各校を巡回し、相談業務にあたる
- 別室登校生徒への個別支援
- 不登校の相談や対応などにあたる
- 生徒の悩みや不安を聞き、解決方法をともに考える
- 教育的な分野の相談や助言(子供・保護者・教職員)
- 不登校、いじめ等の児童生徒、保護者からの相談の受付
- 児童生徒、保護者への相談、対応、学校との連携、関係機関との連携
- 校内フリースクールにおける支援業務
- 問題解決に向け、児童生徒や保護者の方への相談支援を行う
- 市内全校に校内教育支援センターとして登校支援室を設置した・登校支援室に必ず1名教室に在室し、見守ったり声かけをしたりして子どもの居場所づくりができるために登校支援室の支援員を配置した
- 特別支援学級在籍児童生徒の支援
- 児童生徒が教師に話にくい悩みを相談したり、教室に入れない児童生徒の心の居場所として受け入れ、小集団指導や個に応じた学習支援をしたりする
- 中学校における不登校生徒に対する学習支援、相談活動
- 不登校児童生徒の家庭訪問、学校訪問
- 児童生徒の学習支援、相談活動
- 小中学校における授業補助や不登校傾向にある児童生徒への対応
- 児童生徒の相談活動など

- 校内教育支援ルームに常駐し、別室投稿する生徒の学習支援をしたり、相談にのったりする
- 児童生徒保護者との相談活動不登校児童生徒の対応
- 不登校生徒の対応生徒の悩み相談
- さまざまな悩みをもつ児童生徒・保護者に対する相談活動
- 問題を抱えている児童生徒との相談・家庭訪問・教員との情報共有など
- 校内教育支援センター(校内ふれあい教室)の運営
- いじめや不登校の未然防止のため、4名の支援員がそれぞれの小中学校の児童生徒の状況を把握、訪問型支援を行っている・また、ひきこもり傾向にある不登校児童生徒や義務教育修了者への社会的自立に向けた途切れない支援を行っている
- 不登校児童の登校支援、学校生活支援等
- スクールソーシャルワーカー等と連携し、校内適応教室を中心に不登校等支援を行う
- 校区の児童生徒や保護者からの相談に関すること・学校、教育委員会への報告に関すること
- 不登校で別室登校をしている生徒の見守りなど
- いじめ、不登校、問題行動、虐待、DV等の問題を抱える児童生徒に関する状況把握、関係機関との連携、事例対策検討会の推進
- 相談対応、学校支援、月例報告やいじめに関する調査の集計と分析等・教育委員会にて勤務
- 不登校傾向児童への個別支援
- 別室から教室復帰を目指す生徒の支援
- いじめを含む生徒指導上の諸課題に対して市内各小中学校へ助言を行う※市内全小中学校を巡回
- 不登校児童・生徒宅への訪問・寄り添い
- 登校支援気になる児童への下校の見守り等
- 平日、休日問わず、家庭支援として訪問し、相談等を行っている・不登校児童生徒についても支援をしている
- 教職員との面談、児童観察、保護者面談
- 不登校をはじめとする学校不適応を起こしている児童に対して、生活面・学習面の支援を行う・見守りや相談活動を通して、いじめの早期発見やいじめを受けた児童のケアを行う
- 不登校児童の登校支援のために、学習支援などを行った
- 教室に入りにくい児童生徒に対して個別に支援したり、相談を受けたりするという役割を担っている
- 教育相談・保護者・こども支援
- 不登校やいじめ等の児童生徒や保護者への対応
- 別室登校の子どもの悩み相談、話し相手、学習指導の補助等
- 不登校傾向の生徒に対しての語りかけや相談・別室登校をしている生徒への対応・教員とのカンファレンス
- 教室に入りづらい児童生徒への休み時間や授業週の別室での支援
- いじめ等対策指導員を、1～2ヶ月に1回程度、各校へ派遣し、生徒指導や不登校、虐待の状況を把握し、情報共有を行う
- 登下校支援や保護者へのサポート、学習等における個別支援
- 学習支援、相談活動、体験活動の支援
- 生徒の悩みや不安軽減生徒の心の居場所となるような相談や寄り添い必要に応じて、教育相談部会等に出席
- 学習支援、悩み相談や話し相手
- いじめや不登校、暴力行為などに組織的に対応する
- 警察OBによる、生徒指導等へのアドバイスをを行う

- 教育支援センターの児童等活動指導員を小学校の校内教育支援センターに派遣し、校内教育支援センターの体制構築の支援及び運営の指導助言を行う
- 校内教育支援ルームでの児童生徒支援
- 学校訪問を行い、生徒指導体制への助言を行う・各校のいじめに対応する委員会に参画し、教員への支援や保護者対応を行う・各校のいじめ研修会での講師を務める
- 不登校・いじめ・発達に関することから友人関係・学習・進路に至るまで、様々な教育上の悩みに対し適切に対応し、より良い学校生活を送るためのきっかけをつくりだす
- 学習支援、生活支援、不登校支援
- 学校現場での教育活動における子ども支援の補助
- 学校の教職員と連携し、家庭訪問等を通じて保護者の相談を受け、児童生徒の教育に関する関わり方について支援する・児童生徒との信頼関係を築き、学習などその教育課題について支援する・また校内教育支援教室においても児童生徒への支援を行う・校内外のケース会議等に出席し、関係者との連携のもと、職務に活かす・学校と市教育支援センターとの連携を密にするため補助的な役割を行う・状況に応じて、市教育支援センターに赴き、児童生徒の学習や活動について支援する
- 校内適応指導教室の運営
- 登校しぶりのある児童生徒への支援
- 児童生徒の相談、不登校児童生徒への支援等
- 学習活動や学級活動等への入り込みを行い、児童生徒の支援を実施することで、いじめの未然防止や早期対応を行う
- 別室での支援・訪問支援等
- 学習支援・指導補助・相談活動
- 不登校児童生徒の登校支援、学習補助
- 適応指導教室通室児童生徒や不登校、行き渋り児童生徒への支援
- 学校が市の教育支援ルームで子どもと活動する
- 登校支援や家庭支援校内教育支援センターでの学習支援
- 教育支援センターにおいて、不登校児童生徒やその保護者に対する相談を実施
- 別室登校をするなど、不登校傾向を示す児童生徒への支援
- 校内の別室で学習の補助や話し相手等による支援
- 登校支援や学習支援、教育相談
- 特別な支援を要する児童生徒への学習・生活支援
- 校内サポートルームにおける不登校生徒への個に応じた学習や生活支援
- 別室登校している不登校傾向にある生徒への指導や支援を行う
- 登校支援や体験活動の支援に2名、校内支援教室に1名
- 校内サポートルーム登校生徒への指導補助
- 校内フリースクールに来室する生徒の学習や生活支援
- 学習や生活の支援が必要な子供たちをサポートするスタッフ
- 生徒の集団適応に関わる活動
- 不登校生徒の学習等の支援
- 小・中学校で不登校の児童生徒が増えている状況の中、人間関係の構築や登校支援等、円滑に学校生活が送れるように支援員を配置する
- 中学校における不登校傾向の生徒に対する支援
- 教室に入りにくい児童生徒に対しての指導
- 特別な支援を要する児童の補助
- 校内環境整備・プリント等印刷・電話番号等

- 不登校生徒に対する教室外(別室)での対応
- 不登校児童生徒支援や教育相談体制の充実
- 別室登校する児童生徒の寄り添い支援及び教室での見守り支援
- 児童生徒支援
- 不登校の児童生徒に対する対応と指導
- 子どもや保護者からの悩みの相談
- 特別な配慮を要するこどものサポート
- 子どもや親の悩み相談、登校支援、別室対応の補助
- 日本語理解が難しい外国籍児童生徒が学校生活に馴染めるよう支援を行う
- 学校へ登校することができるが、教室へ入ることが難しい児童・生徒の学習支援及び相談業務
- 悩みごとの相談、学習支援など
- 児童生徒、保護者、教職員の心のケアおよび、ケース会議等での助言等
- 生徒等の相談業務
- 通常学級に所属している特別な支援を必要とする児童生徒への支援、支援学級に所属している児童生徒への支援
- 相談室等を利用している児童生徒に対して「教育相談活動」「学習支援活動」等を行い、教室復帰や進路実現といった自立に向けたサポートを行う・教室復帰にあたり、教室でのサポートも行う・また、家庭訪問等に同行しながら、学校、家庭連携のサポートを行う
- 学習補助、相談
- 生徒の悩み相談等学校への適応援助
- 不登校児童の悩み相談、別室対応
- 支援の必要な児童生徒への対応
- 教室復帰をめざす不登校生徒への別室対応
- 生徒・保護者との相談活動
- 家庭への連絡・支援、学習支援、児童の送迎
- 児童生徒の個に応じた別室での支援や家庭訪問等の支援、保護者への支援
- 別室対応、別室での学習支援や相談、家庭訪問、児童生徒の出迎え
- 不登校及び不登校傾向の児童への対応
- 問題を抱える子ども等への支援事業
- 長期欠席・不登校の未然防止や学校復帰・教室復帰への支援
- 児童生徒、保護者への直接的な支援
- 社会的自立を目指した支援を行い、いじめ・不登校等の問題行動に対して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む
- 別室登校生徒などの支援を行う・また、適応指導教室に在籍する児童生徒の再登校の支援や、学校との連携を行う
- 登校の支援
- 登校を渋る児童生徒や教室に入りづらい児童生徒への支援
- 自立応援室
- 長欠・不登校児童生徒の登校支援
- 不登校傾向の児童生徒支援
- 特別支援学級の児童生徒への生活・学習支援業務等
- 欠席児童宅への家庭訪問、教室への付き添い、教室巡回
- 不登校傾向生徒のために設置した別室において、別室対応を行うための支援員
- 教室に入りづらい生徒を別室にて支援する
- 遅刻者の迎え、家庭連絡

- 自立応援室担当教員
- 校内教育支援センターで、児童生徒が学習や体験的活動を行うことにより、学級での活動に適應する力や社会的に自立するための力を身に付ける支援を行う
- 別室で、不登校児童生徒への支援にあたる
- 不登校児童生徒への支援
- 問題行動の未然防止に向けた取り組み指導の補助等
- いじめや不登校に関する指導・支援や、保護者・教職員に対する支援を行う
- 校内適応指導教室等での児童生徒対応
- 児童生徒保護者からの不登校、就学等についての相談や支援、不登校児童生徒の学習支援
- 不登校やいじめ、友人関係や家庭環境について、児童生徒や保護者からの相談を受ける
- 学習支援不登校児童生徒への対応等
- 学校に出向いて不登校児童生徒の相談や学習支援を行うとともに、教員への支援を行う
- 校内教育支援センターの運営、登校支援
- 相談業務(教育委員会で、警察職員、青少年育センター職員と連携して各校の支援を行っている・それぞれの職員は各1名)
- 相談業務、別室対応
- 相談室登校の生徒への学習指導・不登校児童生徒及び保護者への教育相談
- 不登校児童生徒の要望に応じて、学校や家庭へ出向くアウトリーチ型支援や、教育支援センターでの学びの支援を行っていた
- 登校支援、家庭へのケア
- 校内巡視・教員面談等
- 授業等を受けるに当たっての様々なサポート
- 不登校児童生徒及び関係保護者支援
- 不登校対策(夜間中学)市教委に1名配置
- 児童生徒、保護者、教職員からの相談地域と小・中学校の連携のための支援
- スクールカウンセラーに準ずる勤務内容
- 不登校児童生徒へ登校に向けた支援を行う
- いじめ・不登校・非行等の生徒指導諸問題の解決、学校生活全般の相談等を目的とした教育相談の実施
- 配置校の不登校等対策
- いじめ・不登校等の未然防止・早期発見解決のための教育相談を行う
- いじめ・不登校児童生徒に対する相談(保護者の含む)学校訪問、子ども支援センターの運営
- 特別な支援を要する(不登校等を含む)児童生徒、またはその保護者のサポートのため、教育支援センターに3名配置し、各校へ出向く形
- 教育委員会の相談サロンにて、保護者や児童生徒の相談を受けて助言したり、学校の教職員やSSW・SCなどと連携して対応にあたっていた
- 教室に入れない子どもへの支援
- 適応指導教室にて勤務・児童生徒へのカウンセリングや教職員に対する助言、援助を行っていた
- 小学校の不登校児童、不登校傾向にある児童、問題行動傾向を示す児童への支援等
- 定期巡回相談・学校長から要請のあった児童生徒への対応・家庭訪問及び保護者との連携・教育支援教室における指導補助
- 不登校児童生徒及び保護者支援、適応指導教室の運営
- 不登校児童生徒の相談対応、別室登校への支援
- 中学校における校内適応指導教室の指導員

- 児童生徒・保護者の相談支援、登校支援
- 不登校児童生徒への訪問指導
- 不登校児童生徒に対するアウトリーチ
- 児童生徒の登下校支援等
- 教育委員会に所属したパートタイム会計年度任用職員で、不登校対策・生徒指導等に関する業務(各学校への指導・助言を含む)を行う
- 不登校児童の支援など
- 校内適応指導教室へ通う児童生徒への対応
- 不登校傾向の生徒や別室登校の生徒の指導、相談
- ティーム・ティーチングとして、理解が遅れがちな児童・生徒の補助
- 教室へ入ることが難しい児童生徒の支援
- 不登校児童への登校支援、家庭教育の支援及び相談対応
- いじめ、不登校など生徒指導上の対応
- 不登校児童生徒の家庭訪問、教育支援センターとの連携
- 別室活用の生徒支援
- 校内教育支援センター(別室)において、生活支援を行う
- 教室に入れない別室生徒への対応
- 学校内の別室において、不登校児童生徒の学習支援その他教室復帰を目指した支援を行う
- 小学校に於ける特別支援の補助
- 校内の相談室に常駐する職員・不登校傾向や教室に入れない生徒の対応
- 学校内の別室で、教室に入れない生徒の支援を行う
- 気になる児童、生徒の相談や学習支援
- 相談活動・学校と地域の連携支援
- 不登校児童の家庭訪問(相談、授業支援)児童生徒及び保護者と学校の繋ぎ
- 児童・生徒、保護者、教職員の相談業務
- 担任とTT指導を行い、学力向上を行う
- 町内の小、中学校を巡回し、各学校のいじめに関する取組の情報交換及び助言・外部委員として各学校のいじめ対策委員会への参加・必要に応じて学校の相談を受ける
- 教室外の別室で学ぶ生徒の支援
- 学校職員と協力して、不登校・問題行動等に関わる児童生徒への対応及び支援
- 適応指導、学習指導、教育相談
- 複式学級の支援
- 教育委員会に不登校やいじめへの対応をコーディネートする専門員を1人配置
- 不登校に悩む児童生徒及び保護者に対する相談や支援
- 特別支援学級及び通常学級における配慮を要する児童生徒の補助
- 適応指導教室で、不登校児童生徒の学校復帰や自立に向けた支援を行う
- 心の教室相談業務
- 生徒の心の相談業務
- 学校生活上の支援に関すること(移動、食事、排泄、衣服の着脱等)、授業支援、学習支援に関すること、児童・生徒の健康観察、安全確保に関すること等
- 別室登校生徒に対する支援(学習・相談)
- 不登校、特別支援等の児童生徒及び保護者との面談、ケース会議等参加
- 校内教育支援教室での登校支援や教育相談
- 学校より希望があった不登校児童生徒への訪問支援
- 不登校児童生徒の登校支援・学習支援等

- 登校しても教室に入れず、別室(登校支援ルーム)で過ごす生徒に対し、教員と連携して学習や学校生活の支援を行う
- 教員と連携した学習サポートや学校生活支援・SSW、SC との情報共有
- 不登校・不登校傾向の生徒の学校・教室復帰に向けた学習・生活支援
- 教育相談、家庭訪問など
- 教育支援センターの運営及び来所児童生徒の指導
- 通常の学級に在籍する気になる児童生徒支援
- 特別支援学級において学校内外で個に応じた学習指導及び生活指導を行う
- 特性のある児童生徒への学習支援
- 相談支援集団生活適応指導支援学力補充指導支援
- 学校における不登校や別室登校の児童生徒に対する指導及び相談
- 日常生活上の介助・学校が行う校外活動(宿泊を伴う校外活動は除く)に児童生徒が参加する場合の介助・児童生徒が在籍する学級担任の指示に従い、児童生徒の学習支援
- 支援のニーズのある児童生徒への学習支援業務
- 児童生徒、保護者のカウンセリング
- 教育支援センターにおける児童生徒への学習支援及び保護者を含めた相談活動
- 教育相談や家庭訪問
- 生徒の人間関係や家庭状況に関する悩み相談
- 児童生徒や保護者を対象にした教育相談
- いじめ問題についての相談者への助言や学校への指導、関係機関との連携を行い、問題解決を図る
- 児童生徒や保護者の相談、家庭訪問
- 児童生徒、保護者からの相談
- 不登校生や、悩みを抱える児童生徒、保護者への相談対応
- 月6日4時間不登校傾向の生徒に対応
- 学校や外部連携機関との調整
- 各学校の訪問や各地域の巡回
- 遊び非行型の生徒への支援
- 不登校児童生徒の登校支援や家庭訪問
- 不登校児童、生徒の家庭訪問や登校支援・相談業務
- 学級には入れない児童の学習支援および登校支援
- 学校と保護者、保護者と行政(福祉・保護など)へのつなぎ、登校支援の実施
- 不登校生徒の朝食支援、登校支援等
- 悩みのある児童生徒等への相談業務
- 児童生徒および保護者のカウンセリング
- 不登校や教室に入れない生徒の見守り、学習支援
- 児童生徒の悩み相談や話し相手、地域と学校の連携支援や学校教育活動の支援・不登校、登校しぶりの児等生徒への登校支援
- 児童・生徒支援、保護者支援、学校支援(特別支援コーディネータを兼ねる)町のコーディネーターとして町内の各学校に対応
- 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への支援
- 学校長の指示監督の下、学校、家庭、地域と連携して児童生徒の不登校、いじめ、諸問題行動等に対応する
- 保護者面談、家庭訪問、児童生徒面談、学校及び教育委員会への助言、学校における生徒指導委員会への参加

- 児童生徒の様々な悩み相談、不登校支援、保護者の相談等
- 月に1度、県から派遣していただき、児童生徒、保護者への面談をしていただいている
- 学習に遅れのある児童生徒への学習支援
- 学校内の教育相談業務
- 学校への巡回・児童・生徒への相談対応、各関係機関へ繋げる役割・ケース会議等への参加
- 児童生徒が置かれている環境への働きかけ(児童生徒、保護者との面談)・学校内でのチーム体制構築の支援・教職員に対する相談・情報提供
- 不登校・いじめ問題等の児童生徒及び家庭における相談・訪問・支援及び関係機関との連絡調整、教職員研修など
- 特別支援学級に係る先生・児童生徒の補助
- 保護者や教員からの相談に対し、適切な援助を行う
- 学校の要請に応じたり、順番に学校を訪問したりしながら児童生徒を支援
- 児童生徒が置かれた環境への働きかけ、ネットワーク構築と連携・調整、保護者・教員支援、研修会の講師
- 個別の学習指導
- 市不登校支援事業における適応指導等(市不登校支援機関内配置)
- 生徒指導上問題を抱える児童生徒等への対応
- 児童生徒、保護者との相談・助言
- 教育相談、校内の適応支援
- 別室指導、面談、相談
- 特別支援学級在籍児童生徒の交流授業での支援、小学校1年生支援
- 市立中学校での不登校及び不登校傾向の生徒の相談・指導
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援
- 身体的・精神的に支援が必要な児童生徒への支援
- 生徒への相談対応学校教職員との連携によるいじめ対応
- 支援を要する児童、学級の支援を図る
- 子ども、保護者、教職員に対し、いじめへの対応が組織的に行えるよう、支援・助言等を行う
- 児童生徒及び保護者からの相談対応、校内巡回
- 中学校において、悩みを抱える生徒の相談を受けたり、話し相手になったりする
- 不登校の児童生徒へ、家庭訪問や相談・個別指導などの支援
- 相談、コミュニケーション等支援
- 町内適応指導教室にて不登校支援、教育相談
- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動、その他県教育委員会が必要と認める業務
- いじめ、不登校、非行問題行動等に対し、生徒指導の面から児童生徒、保護者、学校を支援
- 生徒の教育相談
- 中学校に設置されている相談室を拠点にした相談支援・いじめや不登校への対応
- 不登校対策に関わる活動・校区内の巡回、補導・校内の巡回・個別指導室での学習指導・生徒の安全確保や生活支援・個別指導や相談室での学習指導・授業中の学習支援・部活動の支援
- 児童生徒及びその保護者との相談、支援
- 小学校へ相談員を配置し、児童・保護者からの相談に対応する
- 児童生徒が置かれた諸問題(主に家庭環境の問題)について相談を受け、学校や関係機関と連携しながら解決を図る

- 各小中学校での相談業務及び家庭訪問
- 中学校生徒で不登校・不登校傾向にある生徒に対して相談にあたり、課題解決に向けて教職員と連携してサポートにあたる
- 生徒や保護者のカウンセリング・その他
- ポルトガル語・スペイン語を母国語としている児童・保護者に対して学習支援や教育相談の通訳、各種たよりの翻訳を行う
- 町内中学校に1名ずつ配置し、週3日、主に不登校もしくは相談室登校の生徒に対する助言や支援を行っている
- 学校内における別室(現在:校内教育支援センター)において、登校している生徒へ学習指導等を行う
- 気になる児童生徒の自宅への訪問相談を行う・教育支援センターでの児童生徒の支援を行う
- 教室に行けない不登校生徒の対応・校内の居場所づくり・安心して登校できる環境づくり
- 学校には登校できるが、教室に入れない児童生徒の登校支援及び学習支援等
- 小学校や中学校への進学等のタイミングを中心に支援が必要になった児童生徒への個別的な支援等
- 低学年・支援級の補助
- 友達関係等での悩みや心配事に関わる教育相談
- 児童・生徒への生活支援
- 通常学級における学習指導補助
- 特別支援学級の補助
- 各校のいじめ不登校事案の状況把握と支援
- ティーム・ティーチング指導や個別指導等の学習支援
- 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけおよび福祉、医療等の関係機関とのネットワーク構築及び連携・調整
- 支援を必要とする児童の個別支援や生活支援を行った
- 公設中間教室運営
- 担任だけでは支援しきれない個別に支援を必要とする児童生徒への支援
- 不登校生徒・保護者の相談
- 個別に配慮が必要な児童生徒の対応
- 中間教室に通う児童生徒の支援中間教室に配置
- 支援が必要な児童生徒の支援
- 3校及び保育園に巡回し、児童生徒園児の発達や学習の相談、学習支援
- 日本語教室の運営
- いじめ・不登校を含め、児童生徒(保護者)の悩み相談
- 不登校児への家庭訪問や学習支援適応指導教室に通う不登校児童生徒への学習支援不登校傾向のある児童生徒への学習支援
- いじめや不登校、学習不適応、その他悩みのある生徒の相談に応じる・必要に応じ、保護者の相談にも応じる
- 担任・教科担任と連携・協力して、学習指導の支援にあたる
- 問題を抱えた児童生徒、保護者への支援
- 日本語指導を必要とする児童生徒への支援指導
- 不登校や問題行動等、問題を抱える児童生徒の話し相手や学習支援などをする
- 不登校児童生徒に対する学習支援、相談活動
- 9名の相談員を中学校区に配置し、それぞれの校区小中学校の児童生徒の悩みやストレス等を早期に発見し、心のケアを行うとともに課題の解消に向けた取り組みを支援している

- 中 1 ギャップの解消にもつながる支援を行っている
- 不登校生徒の初期支援校内サポート教室での対応等
- 児童生徒観察、教職員部会参加、フィードバック
- 低学年に配置している・学習中における学習支援・補助にあたっている
- 別室等における学習支援
- 登校支援の家庭訪問
- 別室対応や、教育支援ルーム等での学習補助など、不登校児童生徒への支援
- 登校支援や家庭支援
- 不登校や問題行動等の児童生徒の保護者に対して、学校と連携のうえ家庭訪問などの支援を実施
- 指導困難な学級やいじめを含む生徒指導上の問題行動への対応に苦慮している学校への学習指導補助及び教育活動補助・支援
- 生徒指導教員の補助、児童生徒への指導、支援
- 不登校や不登校傾向にある児童生徒への学習・生活支援
- 通常の学級に在籍する LD、ADHD 等の児童生徒や情緒不安定でパニックを起こしやすい児童生徒に寄り添い精神的安全性を保つために心理的サポートをする
- 学習サポートをするスタッフ
- 児童生徒へのきめ細かな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消等を図る・特に支援を要する児童生徒への支援も可とするが、管理職が適切に指導及び判断し、十分配慮したうえで活動できるものとする
- 登校を渋る児童生徒の家庭訪問及び登校支援、学校での寄り添いや学習支援等
- 中学生の悩み相談にのる
- 不登校児童生徒への対応、支援の必要な児童生徒への対応
- いじめ等の学校が抱える諸課題に対する支援
- 学校の要望に応じて、担当者、担任、養護教諭などの困り感に対する助言や支援策を提案する
- 登校しづらい児童に対し、家庭連絡を行ったり、迎えに行ったりする
- 別室入室生徒への生活指導
- 様々な課題を抱えた児童生徒に対する指導・支援や、保護者・教職員に対する支援を行う
- 配慮を要する児童生徒を中心とした支援
- 児童生徒や保護者、教職員への心理面でのサポート及び相談活動を行う
- 中学校の不登校生徒、不登校傾向にある生徒への学習支援等
- 教育委員会が設置した校外の施設にある適応指導教室に在籍し、不登校の児童生徒への学校への復帰へ向けての支援を行っている
- 特別な支援が必要な児童・生徒の補助・介助
- 親からの相談
- 別室登校児童生徒の支援
- 不登校生徒の自宅を訪問し、学校との連携を図る
- 主に家庭と学校をつなぐため、家庭訪問や保護者との面談を行う
- 児童・生徒、保護者の相談における調整
- 困り感を持った児童生徒への支援活動
- 不登校の児童生徒及び保護者に対して、学校や担任がこれまで行ってきた指導や取組等について、学校側の考え方、指導方針等を確認する
- 不登校の児童生徒の家庭に出向き、保護者や児童生徒とコミュニケーションを図るとともに、思いや考え方について把握する・現在不登校の児童生徒ではないが、登校しても保健室で過

ごす者や休みがちな者等に対してコミュニケーションを図り、不登校に移行しないよう予防的な取り組みを行う・学校職員及び教育事務所に配置されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の主任児童委員等と情報を共有し、連携を図りながら支援を行う

- ・ 複式学級の補助のため
- ・ 定期訪問(校内巡視、教育相談等)
- ・ 少人数指導
- ・ 各中学校及び一部小学校において、学校での相談活動や、実態に応じて家庭訪問を行って支援する
- ・ 各小中学校から要請のあった児童生徒や保護者に対する相談活動や家庭訪問
- ・ 児童生徒の学習や生活支援
- ・ 登校できるが、教室に入れない子供たちへの学習支援を中心に相談業務行う
- ・ 市内小中学校配置し不登校、登校渋りへの登校支援、なかなか学級へ入ることのできない児童生徒へ(校内自立支援室での)学習支援を実施
- ・ 児童生徒が抱える環境への働きかけ
- ・ 村独自に雇用し、学習が苦手な児童生徒に寄り添い、サポートをいただいている・教室に入れない児童生徒の対応も必要に応じて対応している
- ・ 発達に課題のある児童生徒へ自立支援
- ・ 学校内の心理相談業務
- ・ 通常学級に在籍しているが、落ち着きがない児童・生徒への見守り・支援等
- ・ 特別支援学級の児童生徒補助等
- ・ 児童生徒に対する学校生活上の介助及び学習指導上の支援等
- ・ 不登校児童生徒の家庭訪問、家庭と学校の連携支援、別室児童生徒支援、児童生徒と保護者の相談、教育活動支援、教育支援センターの運営
- ・ 別室登校の児童生徒の学習指導
- ・ 保護者との面談・相談、関係機関との連携 ※教育委員会を拠点として、相談がある学校に訪問
- ・ 日本語指導、支援
- ・ 生徒の学力向上(数学科)に関する指導
- ・ 児童及び保護者からの相談対応
- ・ 不登校傾向にある生徒の自宅を訪問し、保護者や生徒本人とのコミュニケーションを図る
- ・ 特別支援教育に関する児童生徒指導
- ・ 専門的な視点で、児童生徒、保護者、学校を支援
- ・ 特別支援学級において、学級担任の補助
- ・ いじめや不登校等、生徒指導上課題を有する小中学校において、児童生徒に対する個別指導を行う
- ・ 電話で教育相談を受ける
- ・ 登校できるものの、教室に入りづらい生徒に対して別室で支援を行う
- ・ 特別支援学級のサポート
- ・ 特別な支援を要する児童生徒への支援
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒への授業や生活における支援及び保護者に対する相談
- ・ 不登校相談、ケース会議出席
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒、現学級に在籍する児童生徒の学習・生活支援
- ・ 外国籍児童生徒の支援
- ・ 校内教育支援センターでの学習支援
- ・ 校区ふれあい教室を2校区に設置し、それぞれ2名ずつ支援員を配置している・学校に行き

にくくなった児童生徒の学習支援や体験活動等を行える居場所づくりを重視した教室の運営を行っている

- 中学校区の別室教室の支援として、別室登校する児童生徒の学習支援を行っている
- 不登校児童の初期支援に関すること校内サポート教室での対応等
- 不登校傾向の児童生徒の寄り添い
- 授業中の個別サポートや別室における学習支援
- 日本語指導が必要な児童生徒への支援
- 教育支援センターにおいて、不登校児童生徒に対する学習支援などを実施
- 中学校へ入学するにあたり、スムーズな定着を図るため、通常の学級に在籍するLD、ADHD等の児童生徒や情緒不安定でパニックを起こしやすい生徒に寄り添い、精神的安定を保つために心理的サポートをする
- 小学1年生の生活・学習支援業務等
- 学校に設置された相談室で、児童生徒及び保護者との相談活動を行う
- 不登校生徒が学校復帰に向けた、校内適応指導教室を担当
- 主に児童生徒の相談業務を行う
- 支援を要する児童・生徒への対応
- 児童生徒の悩みに対する相談活動
- 各中学校に1人配置・生徒の相談や困りごとを受ける
- 特別支援学級の児童生徒の補助
- 子供若者地域支援協議会を令和4年度に立ち上げ、村教育相談員に学校を巡回してもらい、窓口として対応していただいている

2-19 令和4年度に、教育支援センターに配置していた指導員の属性について、当てはまるものを全てお答えください。／ 2-11 その他

教育支援センターに配置していた指導員の属性の「その他」の項目について、教員免許を保有している会計年度任用職員や地域人材、大学院生・大学生、NPO 法人の職員、相談員や支援員、スクールソーシャルワーカーなど、多岐にわたる人材が指導員として活躍していたことがうかがえる。

自由回答
・ 教員免許を有するもの等を条件として、会計年度任用職員を募集し、任用した ・ 幼稚園教諭・保育士 ・ NPO 法人職員 ・ ICT 支援員 ・ 若手地域人材 ・ 市と委託契約 ・ 教員免許保有者 ・ 一般事務 ・ 教員免許を所持している町雇用支援員 ・ 塾講師 ・ 大学院生 ・ 地域人材 ・ 教育相談業務経験者 ・ 臨時での学校教職員経験者 ・ 地域住民 ・ 教育相談員 ・ 民間の職員(委託のため) ・ 教員免許保持者 ・ 一般公募職員(不登校経験者、家庭を持つ持つ母親等) ・ 心理系実習生 ・ 学生講師 ・ 指導補助員、実習生 ・ 公認心理師養成に係る実習を受け入れており、大学院生が週に1～2回の割合で来ていた ・ 家庭教育相談員 ・ メンタルフレンド ・ 週1回臨床心理士を配置している ・ 学習生活支援員 ・ 会計年度職員(教員免許受得者) ・ 教育系職員の指揮監督により業務を行う職員 ・ 教員経験はないが、教員免許を持っている一般人 ・ 大学生 ・ 学生スタッフ(有償) ・ 公認心理士の実習生 ・ 相談機関、教育機関等での従事経験を有する者 ・ 会計年度任用職員 ・ 教育支援員(会計年度任用職員・大学生) ・ 県の加配による養護助教諭

- 通室する児童生徒、保護者の指導支援を行うにふさわしい人物
- 教員免許状所持の教員未経験者
- 相談員
- 一般から募集し、経歴や資格などを参考に採用
- 独立行政法人職員
- 教員免許所有の特別支援教育支援員経験者
- 指導員
- スクールソーシャルワーカー

2-20 令和4年度において、教育支援センターの行っていた取組について、当てはまるものを全てお答えください。／ 2-12 その他

教育支援センターの行っていた取組の「その他」の項目について、不登校児童生徒への学習支援や課外活動・体験活動など児童生徒の学びにつながる取り組み、相談や居場所づくりなどの活動が挙げられており、児童生徒の学び及び心理的健康のための支援が活発に行われていたことがうかがえる。

自由回答
・ 児童生徒への学習支援、体験的活動、スポーツ交流 ・ 不登校児童生徒に対する学習指導 ・ 不登校生徒の居場所づくり、学習サポート、相談対応等 ・ 不登校児童生徒への学習支援 ・ 不登校児童生徒の学習支援及び生活支援 ・ 発達知能検査の実施 ・ 通級する児童生徒への指導 ・ 学習支援、相談、支援 ・ 児童生徒の在籍校の学級担任や管理職とのこまめな情報交換 ・ 学習指導 ・ センターへの登校者に対する学習・生活支援 ・ 教育支援センターの利用が0名だったため中学校へ出向き教室に入れない生徒の支援を行った ・ 体験活動、学習支援 ・ 不登校に係るイベントへの参加 ・ 学校での授業支援 ・ 通室生への学習支援、相談・学校との情報交換 ・ 学習支援や体験活動など ・ 児童生徒に対する体験活動 ・ 児童生徒への学習・生活支援 ・ 放課後子ども教室、地域未来塾 ・ 体験学習の実施 ・ 不登校児童生徒への学習支援、学校のケース会議への出席 ・ 集団活動 ・ 発達検査、就学相談、巡回相談、相談員研修 ・ 不登校児童生徒の適応指導、体験活動、日本語指導 ・ ハイク等の校外学習 ・ 不登校親の会の実施 ・ 校外学習、進路学習会、調理実習等の課外活動 ・ 不登校児童生徒の自我の確立や社会的自立、学校への復帰を目指した指導・助言 ・ 町教委・学校が県の訪問相談担当教員、SSWを必要に応じて要請 ・ フリースクール等連絡会 ・ 適応指導教室の運営 ・ 様子を知ってもらうためのオンライン朝の会の配信 ・ 教育機会の確保 ・ 適応指導教室としての不登校児童生徒の居場所作り、学習支援指導など ・ 児童・生徒への相談やプレイセラピー ・ 児童・生徒の受け入れ ・ 家庭訪問による学習指導や進路指導等 ・ 不登校生徒の学習支援と復帰支援

- 不登校児童生徒の相談や支援
- 社会的自立への支援、居場所の確保、学習補助
- 通所児童生徒の在籍校との情報交換
- 周知・環境整備
- 支援会議への参加
- NPO 等民間施設との情報共有
- 校外学習環境(中間教室)の設置運営
- 外部講師を招いて、指導活動
- 相談室での個別対応
- 各種体験等
- 学校へのケース会議支援
- 教育相談、適応指導、研修
- 親の会の開催
- 卒業生支援
- 不登校児童生徒が参加できるイベントの企画
- 不登校児童生徒が所属する学校への訪問、学校支援
- カウンセリング
- 社会体験の機会設定・体験学習ができる場の提供
- 本人への個別相談やカウンセリング
- ふれあい体験学習、学校との連絡会や支援会、フリースクールとの連絡会、保護者会、保護者講演会、教職員・保護者向け通信
- 居場所づくり
- 不登校児童生徒の受け入れ
- 指導主事による授業配信
- 学校との連携
- 定期的な担当者会議による学校との情報共有、中学校教員による定期的な学習支援
- 特にひきこもり傾向の児童生徒及びその保護者を対象に訪問支援・訪問相談
- 不登校児童生徒の登校へ向けての支援
- 学習支援、進路指導、社会的自立、集団生活の適応、情緒の安定、教育相談等
- 来所児童生徒の学習及び生活支援
- 児童生徒への学習指導及び登校のサポート
- 登校できない状態にある生徒の学校復帰のための指導・援助
- センターに来た児童生徒の学習指導、学校を訪問しての情報交換や相談活動
- 学校へのアウトリーチ
- 集団生活適応指導支援、学力補充指導支援
- 通所児童生徒の学習指導
- 学習支援や児童生徒間の交流
- SSW との情報共有
- 通級による学習活動や体験活動等
- 不登校児童生徒居場所づくり

2-21 令和4年度における、貴教育委員会での幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組について、取り組んでいたものを全てご回答ください。／ 2-13 その他

幼児教育施設と小学校との連携・接続の取組の「その他」の項目について、園への訪問や情報共有、連絡協議会の設置・実施、園児と児童の交流などが挙げられており、一部の教育委員会では新型コロナウイルスの感染防止のため取り組みを実施できなかったと回答している。

自由回答
・ 幼保小で家庭学習に関する共通の取組を実践した ・ 幼小連絡協議会の実施 ・ 情報交換 ・ 連絡協議会の設置と研修会の実施 ・ コロナ禍により手紙やオンラインなどに限る ・ コロナ禍で実施できず、資料送付のみとなった ・ 私立幼児教育施設主管課主催の研修を実施 ・ 小学校を会場とした就学時検診 ・ 保小職員の合同研修会 ・ 未就学児の様子を小学校に情報提供 ・ 保幼小中連携協議会の設置 ・ 教育センター職員の保育園幼稚園訪問 ・ 市教委の担当者が幼児教育施設へ行き、情報交換をした・小学校と幼児教育施設の調整役として機能した ・ 小学校教職員の園児の参観 ・ 教育委員会主催のものはないが、学校レベルでは園児についての情報共有等を行っていた ・ スタートアップカリキュラム、アプローチカリキュラムは、それぞれ作成 ・ 保護者、地域と合同の研修会 ・ 園だより、クラスだよりの配布 ・ 市設置の教育相談室による幼稚園保育園等の訪問 ・ 園訪問、5歳児検診での子の観察 ・ 特別支援が必要な児童生徒に関する継続的な支援を行うための協議会開催 ・ 教職員による保育体験研修 ・ 連携会議の開催 ・ 感染防止のため、児童から園児への動画や手紙等での学校紹介 ・ 園、学校間の情報共有 ・ コロナ禍であったため、本来の事業が実施できなかった ・ 特別支援学級入級に関わる園児、保護者の見学・体験活動の実施 ・ オンラインでの5年生と5歳児の交流 ・ 未就学児生活実態調査及びモニタリング ・ 幼児教育の理解、発展、推進研修への参加(幼・小)・市教育委員会による保幼小連携研修の実施、連携の取組状況の調査、まとめ ・ 不登校となる恐れのある幼児に関する情報共有 ・ 保小教職員間による情報共有 ・ 年長児と小学5年生児童との交流活動 ・ 幼少合同管理職会議の開催 ・ 小学校の幼保小連携推進担当教員によるこども園の参観 ・ 幼・小スタートカリキュラム ・ 保幼小連携担当者会 ・ 保幼小中連絡協議会年3回 ・ 保幼小合同研修会

- 療育センターを利用している新 1 年生の特別支援に関する情報共有を小学校と行った
- 研修のための保育者教職員対象の研修動画作成
- 市教育委員会主催で年二回の幼保小連絡協議会の開催
- ネットワーク会議
- 幼保小連絡協議会を年 2 回実施している
- 合同行事前後の情報共有等
- 初任者研修の実施
- 就学相談に係る入学前の学校見学・事前相談

2-22 令和4年度における、貴教育委員会での中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携について、取り組んでいるものを全てご回答ください。／ 2-14 その他

中学校区内における小学校同士の連携や小学校と中学校との連携の「その他」の項目について、児童生徒や教職員同士の交流、情報交換、中学校教員による小学校への授業や合同授業、小中連携による課外活動や地域活動を通じて連携をとっていたことが分かる。小中一貫校・小中一貫教育を通して連携しているという回答もあった。また、新型コロナウイルスの感染防止のため、オンラインでの実施に限られた場合や中止になったという教育委員会も見られた。

自由回答
- いじめ防止のための活動 - 中学校教員による小学校での専科授業 - 町教育研究会の開催・会議内で交流も実施 - 中学校教職員による小学校への乗り入れ授業 - 小・中一貫教育における会議 - CS(コミュニティ・スクール) - オンラインによる小中学校間の交流 - 中学校教諭による小学校授業乗り入れ - 義務教育学校の設置 - 中学校教員による小学校への乗り入れ授業 - 各中学校間で小中連携を行っている - 小中の校内研究会への参加 - オンラインによるものに限られた - R4は小中一貫校だったので連携は大変進んでいた・現在は義務教育学校です・また、町内1校なので町教委とも風通しがよい - 小中連携の教育活動、中学生サミット、小・中学生を対象にした地域活動事業 - 児童・生徒に関する情報共有 - 幼保、小・中との情報共有の場を設けている - オンライン交流 - 家庭学習への取組方法のすり合わせ、家庭でのメディアコントロールの啓発 - 通年における中学校教員による小学生への授業 - 小学校間の差の解消のための行事のすり合わせ - 小中連携マナーアップ挨拶運動 - 中学校区ごとの小中連携研修 - オンラインで小学校中学校をつなぎ、英語の交流活動を実施 - 中学校ブロック会議、子ども会議 - 新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、一部の小中学校で実施 - 小学校間サッカー大会 - 小中合同の研修会で取り組みや課題についての情報共有 - 中学校教諭による小学生への教科指導、中学校の学習への小学生の乗り入れ授業 - 中学校教員による小学校への乗り入れ授業 - 小中一貫学習指導カリキュラムの作成・運用 - オンラインや動画による交流 - 中学校(生徒会)が作成した、中学校生活についてのビデオを視聴する - 小・中連携の一環として小学校の教員と中学校の教員が授業参観や情報共有、レクを通して交流を深めた - 学力向上プログラムに基づく研究授業 - メディアコントロールに関する取組 - コロナ禍のため、実施できなかった

- 英語教育の小中学校間の連携
- 児童生徒に関する情報共有
- 中学行事への参加
- 合同授業研究会
- 小中一貫教育
- 適応支援員連絡会
- コロナ禍のため、小中見学をオンラインで実施した
- 校長間、学校間の情報共有
- 郡内の生徒指導主事会の中での児童に関わる情報共有
- 中学校1年生の授業を小学校6年の時の教員が参観し、情報を共有する
- 小学校間の合同授業(タブレット端末の活用)
- 小中学校間の教員による授業参観および児童に関する情報交換
- 中学校入学に向けて中学校生活紹介 DVD を作成、教職員情報共有・交流
- 中学校区による家庭や児童生徒の情報交換
- 小小連携による、3小学校の合同授業を年間を通して実施
- 不登校となる恐れのある児童生徒の情報共有
- 教育ビジョンの作成
- 小中連絡協議会の開催
- 地域連携教育による小中高の各種連携
- 年1回、小中学校及び義務教育学校合同生徒主任会を開催している
- 研究授業の相互参観
- 授業公開時の相互参観
- 外国語教育を中心とした小中のつながり深化プロジェクト
- 小中学校間で、見学や訪問を実施している学校もある
- 中学校教員による小学校の授業
- 進学時の情報交換
- 不登校児童生徒に関する情報共有
- 中学校教員による小学校での専科授業
- 募金活動
- 小中一貫校なので、常に連携している
- コロナ対応中であつたため、かなり多くの活動が制限されていましたが
- 中学校教職員による小学校出前授業
- 中学校教員による小学校授業参観
- 令和5年度からすべての学校を統合し、義務教育学校として開校するために学校間の連携は高頻度で図っていた
- 情報交換
- 小中一貫教育研究公開の開催
- 生徒会、児童会の交流
- 小6児童の情報交換会
- 県主導研修会における教科を通じた連携
- 生徒指導・教育相談、児童会・生徒会担当者による中学校の授業参観

2-23 令和4年度における、貴教育委員会と関係機関との連携について、取り組んでいたものを全てご回答ください。／ 2-15 その他

関係機関との連携の「その他」の項目について、協議会などの立ち上げや実施、ケース会議への参加、また関係部局との情報共有などを通して連携をとっていたことがうかがえる。

自由回答
• 子育て部門と学校訪問 • 福祉部局が保有している子供に関するデータを必要に応じて共有 • 5才児相談会、自立支援協議会 • 市教委が要対協事務局を兼ねている • ケース会議への参加、青少年健全育成のための会合を実施 • 福祉部局等と情報の共有は行っているが、データの共有は無い • 子供若者支援地域協議会において教育・医療・福祉が連携した協議会を立ち上げた